【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月6日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　杉原　規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	積木　利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞
(以下「当ファンド」といいます。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

①　申込単位は各販売会社が定める単位とします。

②　「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

③　申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2026年2月7日から2026年8月6日まで

※　申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（９）【払込期日】

取得申込金額は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申込金額には利息は付されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①　お申込みの方法

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約※1に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者※2等に限るものとします。

※1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

※2 販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づくSMA口座を開設した者を含む場合があります。

②　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、FTSE世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国・地域の公社債（以下「外国債券」ということがあります。）に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）※の動きに連動する投資成果を目指します。

※ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、対円での為替ヘッジコストが考慮されています。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ. FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

Ⅱ.公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。

Ⅲ.外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

② 1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型	国　　内	株　　式	インデックス型
追加型	海　　外	債　　券	特殊型
	内　　外	不動産投信	
		その他資産	
		（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり （フルヘッジ）※3 なし 対象インデックス 日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース））

※1　当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・公債」です。

※2　「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※3　外貨建資産への投資にあたっては、為替フルヘッジを原則にしています。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 **（投資信託証券）**	**目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。**
債券・公債	**目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。** **※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。**
年１回	**目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。**
グローバル **（日本を除く）**	**目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。**
ファミリーファンド	**目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。**
為替ヘッジあり	**目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。**
その他 **（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース））**	**目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。**

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

2015年10月19日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2020年10月1日	信託報酬率（税抜）を「年率0.31%」から「年率0.115%」に引き下げ
2022年3月1日	ファンドの主要投資対象を「ＭＨＡＭ外国債券インデックスマザーファンド」から「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」に変更
2023年2月10日	信託報酬率（税抜）を「年率0.115%」から「年率0.06%」に引き下げ
2023年8月8日	ファンドの名称を「ＭＨＡＭ外国債券インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（ファンドラップ）」から「たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

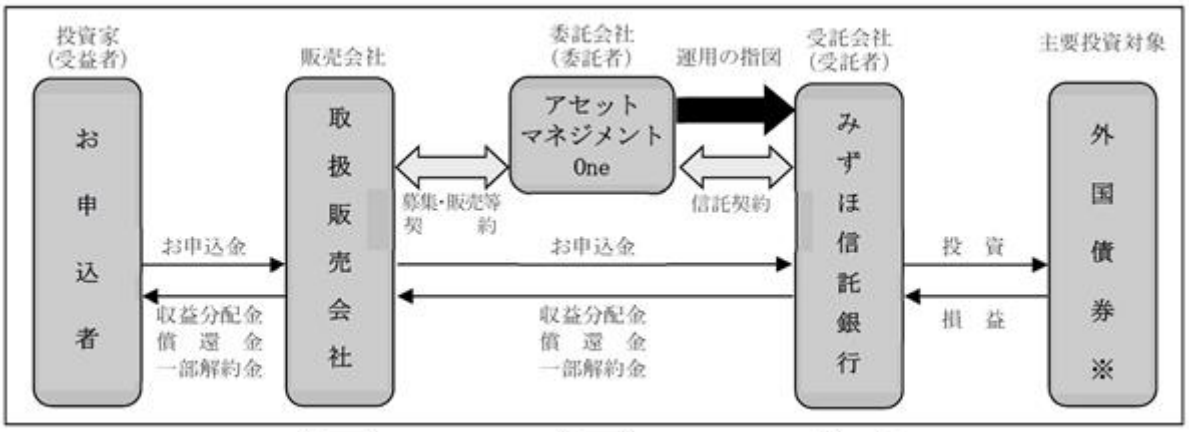

販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。
(1)受益権の募集の取扱い・販売
(2)受益者の請求に基づく一部解約事務
(3)受益者からの受益権の買取り
(4)受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
(5)受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
(6)受益者に対する運用報告書等の交付　等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※ 主要投資対象である外国債券には、主として、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて投資を行います。

②　ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

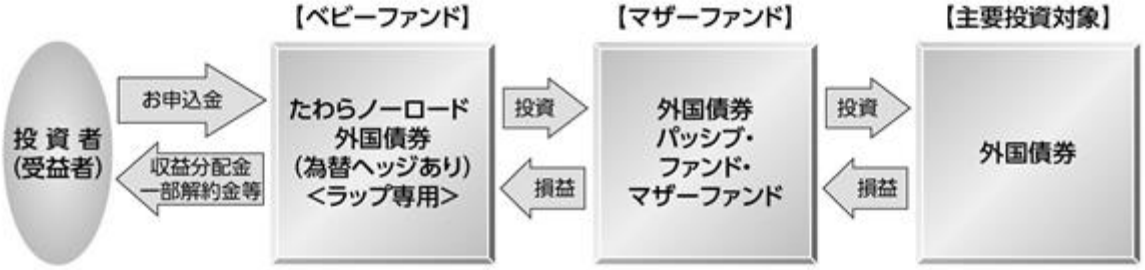

※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2025年11月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年11月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 運用方法

1．主要投資対象

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

ａ．主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国・地域の公社債を主要投資対象とする外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

ｂ．公社債の実質組入※比率は、高位を維持することを基本とします。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

ｃ．運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、公社債の実質組入時価総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※ 債券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限　a．約款で定める投資制限　⑩ 有価証券先物取引等」をご参照ください。

ｄ．マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

ｅ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

※ 為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限　ａ．約款で定める投資制限　⑥ 外国為替予約取引」をご参照ください。

ｆ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより外国債券に投資を行います。

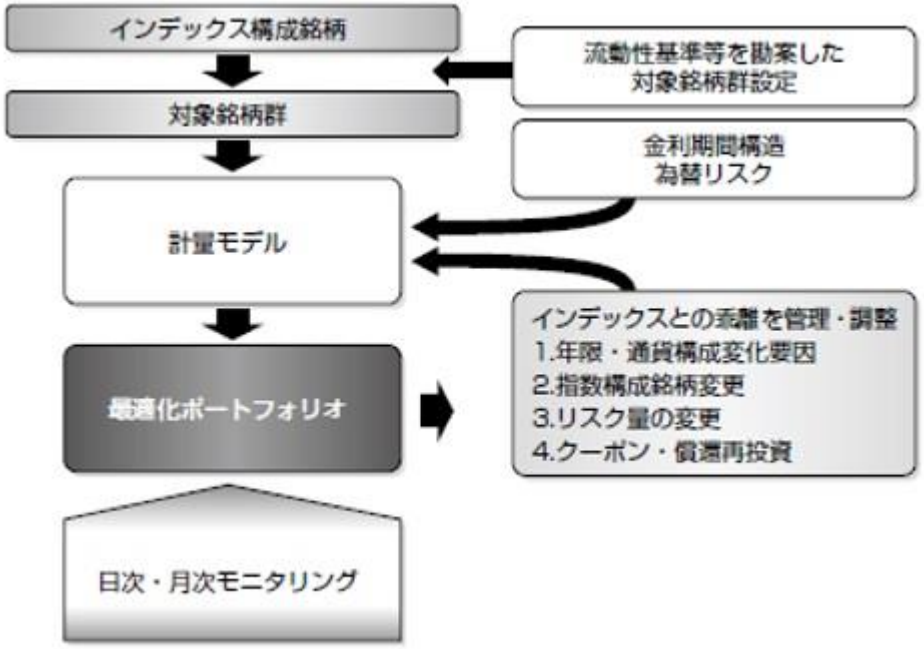

1. **流動性基準等による対象銘柄群設定**
   FTSE世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。
2. **最適化法によるポートフォリオの構築**
   金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。
3. **インデックスとの乖離を管理**
   日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。
   インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。
   ・年限・通貨構成変化要因
   ・指数構成銘柄変更
   ・リスク量の変更
   ・クーポン・償還再投資

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人が発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
７．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
15．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16．外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するものなお、１.から５.までの証券および８.の証券または証書のうち１.から５.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、６.の証券および８.の証券または証書のうち６.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、９.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

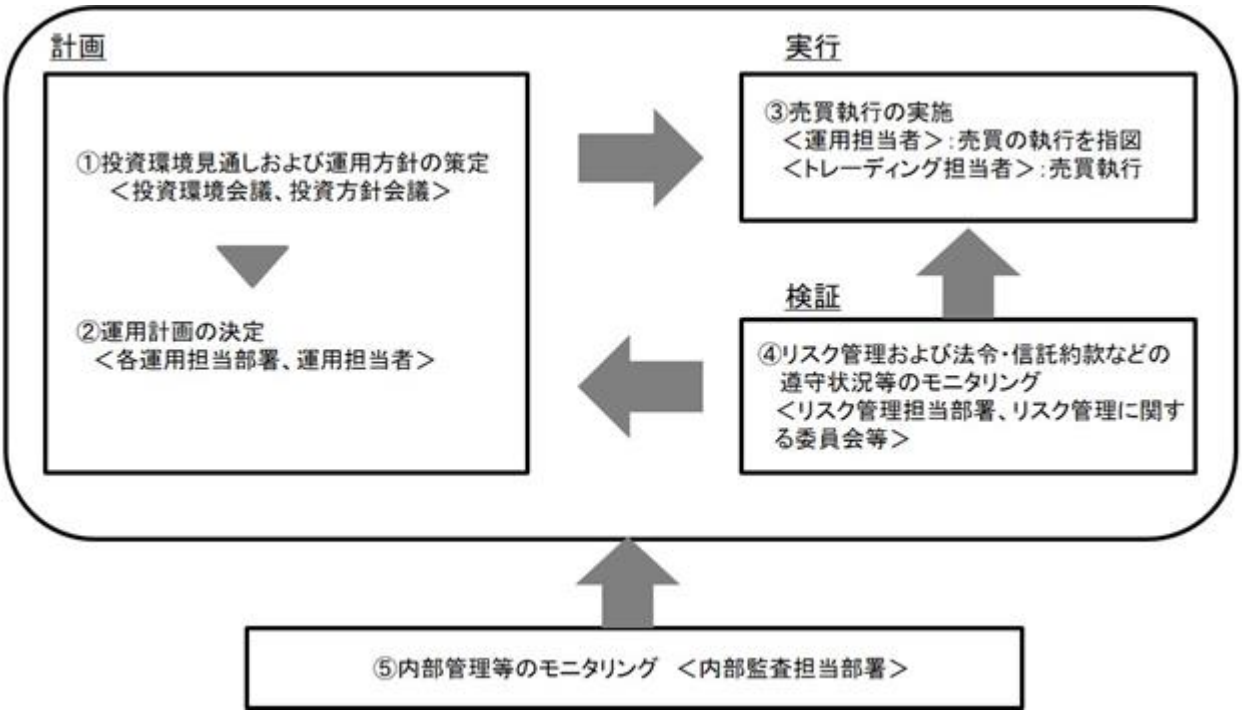

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（人数20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎計算期末（原則として５月８日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

２．分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

（５）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

１．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その実質投資割合が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

３．委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第31条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約取引(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引(約款第32条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

２．前記１.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

３．前記２.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

４．前記２.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧　デリバティブ取引(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑨　デリバティブ取引等(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第24条)

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩　有価証券先物取引等(約款第25条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪　スワップ取引(約款第26条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫　金利先渡取引および為替先渡取引(約款第27条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬　有価証券の貸付(約款第28条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

２．前記１.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭　公社債の空売り(約款第29条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮　公社債の借入れ(約款第30条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

２．前記１.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．前記１.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯　資金の借入れ(約款第38条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

（１）投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

１）主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。

２）外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

３）外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

（３）投資制限

１）株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

２）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

３）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

４）外貨建資産への投資には、制限を設けません。

５）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

６）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主として外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
・投資信託は預貯金とは異なります。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

①　金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く(金利変動に対する公社債価格の変動が大きく)なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、公社債と債券先物取引等の合計の組入比率が100%を超える場合があります。

②　信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③　為替変動リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が日本円の短期金利より高い場合、この短期金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

≪ご参考≫為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。
通常、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が円の短期金利より高い場合は、金利差相当分のヘッジコストがかかります。
例えば右図のように、米ドル建ての資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの短期金利が日本円の短期金利より高い場合、日米の金利差相当分がヘッジコストとなります。

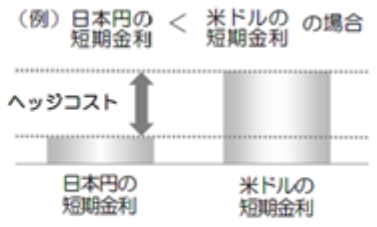

金利差相当分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

④　流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤　カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

- **当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。**
- **有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。**
- **投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。**
- **当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。**
- **当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。**

＜その他の留意点＞

当ファンドは、ベンチマークであるFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデッ

クスにおける構成比率と異なる場合の影響、債券先物取引を利用する場合のインデックスと債券先物の値動きの差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

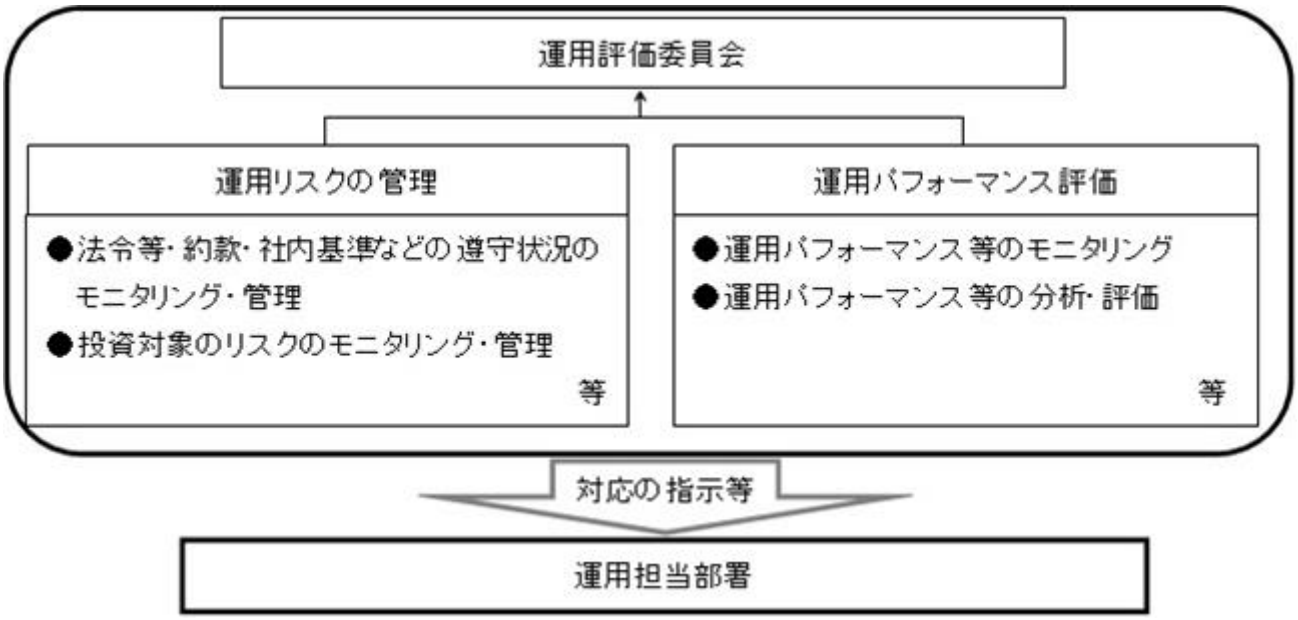

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

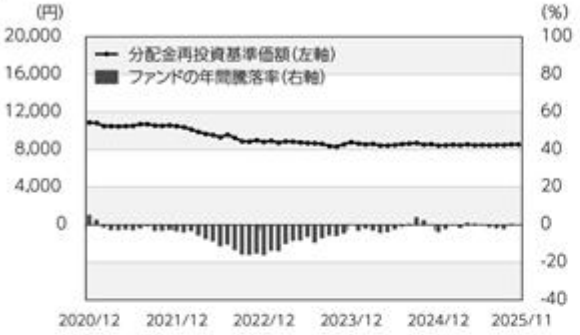

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

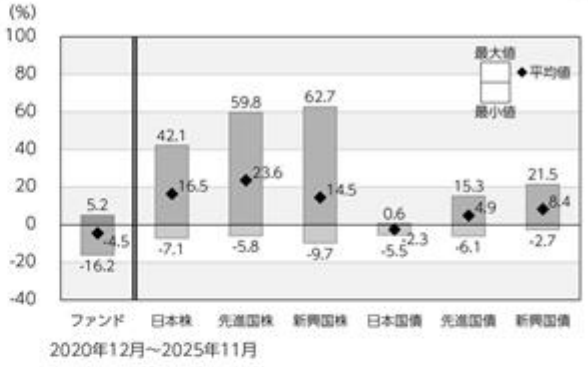

2020年12月～2025年11月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.066%（税抜0.06%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.03%	0.01%	0.02%

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.09%	0.07%	0.02%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2024年5月9日～2025年5月8日
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

2025年11月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		31,666,650,553	102.01
	内　日本	31,666,650,553	102.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△624,111,072	△2.01
純資産総額		31,042,539,481	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		330,702,763,660	98.31
	内　アメリカ	153,490,070,386	45.63
	内　中国	38,396,723,378	11.41
	内　フランス	23,980,879,717	7.13
	内　イタリア	22,425,738,022	6.67
	内　イギリス	18,851,410,940	5.60
	内　ドイツ	18,831,201,611	5.60
	内　スペイン	14,539,568,598	4.32
	内　カナダ	6,636,876,232	1.97
	内　ベルギー	5,003,890,566	1.49
	内　オランダ	4,081,903,170	1.21
	内　オーストラリア	3,968,322,313	1.18
	内　オーストリア	3,442,734,805	1.02
	内　メキシコ	2,754,959,041	0.82
	内　ポーランド	2,193,859,238	0.65
	内　ポルトガル	1,936,317,469	0.58
	内　マレーシア	1,695,333,249	0.50
	内　フィンランド	1,672,621,978	0.50
	内　アイルランド	1,441,863,364	0.43
	内　シンガポール	1,298,667,667	0.39
	内　イスラエル	1,239,910,307	0.37
	内　ニュージーランド	938,856,478	0.28
	内　デンマーク	735,522,177	0.22
	内　スウェーデン	607,521,703	0.18
	内　ノルウェー	538,011,251	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,693,389,684	1.69
純資産総額		336,396,153,344	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	11,855,284,547	2.3891 28,323,943,367	2.6711 31,666,650,553	－ －	102.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	102.01
合計	102.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	CHINA GOVERNMENT BOND 1.45 02/25/28 中国	国債証券	1,747,164,000	100.02 1,747,521,040	100.18 1,750,329,861	1.45 2028/2/25	0.52
2	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	1,691,604,000	99.37 1,681,025,404	102.31 1,730,722,342	4.125 2032/11/15	0.51
3	US T N/B 4.5 05/15/27 アメリカ	国債証券	1,514,925,360	100.94 1,529,288,327	101.36 1,535,548,462	4.5 2027/5/15	0.46
4	US T N/B 4.25 08/15/35 アメリカ	国債証券	1,487,985,000	100.84 1,500,531,063	102.19 1,520,650,913	4.25 2035/8/15	0.45
5	US T N/B 3.75 04/15/28 アメリカ	国債証券	1,409,670,000	99.94 1,408,951,068	100.63 1,418,618,105	3.75 2028/4/15	0.42
6	US T N/B 4.125 07/31/31 アメリカ	国債証券	1,331,355,000	100.20 1,334,044,875	102.48 1,364,482,852	4.125 2031/7/31	0.41
7	US T N/B 4.625 02/15/35 アメリカ	国債証券	1,284,366,000	102.94 1,322,137,951	105.29 1,352,397,261	4.625 2035/2/15	0.40
8	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証券	1,466,056,800	82.46 1,208,920,895	87.73 1,286,293,031	1.25 2031/8/15	0.38
9	US T N/B 4.25 05/15/35 アメリカ	国債証券	1,253,040,000	99.44 1,246,039,422	102.32 1,282,114,437	4.25 2035/5/15	0.38
10	US T N/B 4.125 11/15/27 アメリカ	国債証券	1,253,040,000	100.21 1,255,713,674	101.19 1,268,017,737	4.125 2027/11/15	0.38
11	CHINA GOVERNMENT BOND 1.46 05/25/28 中国	国債証券	1,260,612,000	100.10 1,261,981,599	100.22 1,263,497,540	1.46 2028/5/25	0.38
12	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証券	1,237,377,000	97.54 1,206,982,547	100.43 1,242,742,191	3.875 2033/8/15	0.37

13	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証券	1,174,725,000	96.39 1,132,416,550	101.03 1,186,931,121	4 2034/2/15	0.35
14	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証券	1,206,051,000	93.06 1,122,360,231	97.30 1,173,591,266	3.375 2033/5/15	0.35
15	US T N/B 4.25 11/15/34 アメリカ	国債証券	1,143,399,000	98.50 1,126,299,795	102.49 1,171,916,979	4.25 2034/11/15	0.35
16	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証券	1,096,410,000	100.13 1,097,930,413	104.61 1,147,011,887	4.5 2033/11/15	0.34
17	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証券	1,265,570,400	84.90 1,074,579,496	89.97 1,138,716,734	1.875 2032/2/15	0.34
18	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証券	1,096,410,000	99.19 1,087,559,632	103.63 1,136,240,514	4.375 2034/5/15	0.34
19	US T N/B 3.75 08/15/27 アメリカ	国債証券	1,127,736,000	99.17 1,118,417,388	100.38 1,132,119,193	3.75 2027/8/15	0.34
20	US T N/B 1.875 02/28/27 アメリカ	国債証券	1,144,965,300	95.73 1,096,095,856	97.93 1,121,328,025	1.875 2027/2/28	0.33
21	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証券	1,135,567,500	93.60 1,062,908,915	98.28 1,116,116,462	3.5 2033/2/15	0.33
22	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証券	1,096,410,000	95.74 1,049,718,297	99.82 1,094,461,305	3.875 2034/8/15	0.33
23	US T N/B 4.0 01/15/27 アメリカ	国債証券	1,080,747,000	99.84 1,079,063,014	100.45 1,085,644,134	4 2027/1/15	0.32
24	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 05/25/35 中国	国債証券	1,084,789,800	99.87 1,083,407,950	98.98 1,073,832,468	1.67 2035/5/25	0.32
25	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証券	1,227,352,680	83.80 1,028,590,344	87.35 1,072,135,717	0.625 2030/8/15	0.32
26	US T N/B 1.375 11/15/31 アメリカ	国債証券	1,204,484,700	83.55 1,006,402,156	87.79 1,057,476,397	1.375 2031/11/15	0.31
27	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27 中国	国債証券	1,049,183,040	100.47 1,054,213,321	100.37 1,053,070,367	1.62 2027/8/15	0.31
28	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証券	1,104,241,500	90.39 998,152,357	95.20 1,051,315,546	2.875 2032/5/15	0.31
29	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27 中国	国債証券	1,039,452,000	99.62 1,035,536,254	100.09 1,040,393,327	1.42 2027/11/15	0.31
30	US T N/B 4.25 06/30/29 アメリカ	国債証券	1,002,432,000	101.30 1,015,480,375	102.49 1,027,473,219	4.25 2029/6/30	0.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.31
合計	98.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 (2016年 5月 9日)	1,110	1,110	1.0098	1.0098
第2計算期間末 (2017年 5月 8日)	1,424	1,424	0.9908	0.9908
第3計算期間末 (2018年 5月 8日)	745	745	0.9843	0.9843
第4計算期間末 (2019年 5月 8日)	1,254	1,254	1.0014	1.0014
第5計算期間末 (2020年5月8日)	1,338	1,338	1.0769	1.0769
第6計算期間末 (2021年5月10日)	727	727	1.0494	1.0494
第7計算期間末 (2022年5月9日)	499	499	0.9458	0.9458
第8計算期間末 (2023年5月8日)	23,947	23,947	0.8895	0.8895
第9計算期間末 (2024年5月8日)	28,843	28,843	0.8506	0.8506
第10計算期間末 (2025年5月8日)	28,165	28,165	0.8516	0.8516
2024年11月末日	31,148	－	0.8576	－
12月末日	33,483	－	0.8450	－
2025年1月末日	33,678	－	0.8461	－
2月末日	37,093	－	0.8518	－
3月末日	24,983	－	0.8462	－
4月末日	28,994	－	0.8540	－
5月末日	28,037	－	0.8473	－
6月末日	28,201	－	0.8505	－
7月末日	28,454	－	0.8462	－

8月末日	29,402	－	0.8485	－
9月末日	31,504	－	0.8505	－
10月末日	31,104	－	0.8557	－
11月末日	31,042	－	0.8565	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
2025年5月9日～2025年11月8日	－

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	0.98
第2計算期間	△1.88
第3計算期間	△0.66
第4計算期間	1.74
第5計算期間	7.5
第6計算期間	△2.6
第7計算期間	△9.9
第8計算期間	△6.0
第9計算期間	△4.4
第10計算期間	0.1
2025年5月9日～2025年11月8日	0.4

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,127,529,231	28,177,369
第2計算期間	1,136,036,332	797,235,082
第3計算期間	460,471,034	1,140,767,062
第4計算期間	639,716,502	145,311,914
第5計算期間	549,898,654	559,703,008
第6計算期間	83,114,374	632,713,597
第7計算期間	68,964,927	233,301,303
第8計算期間	29,876,079,777	3,482,641,155
第9計算期間	17,625,561,030	10,638,586,679
第10計算期間	19,883,779,005	20,721,454,738
2025年5月9日～ 2025年11月8日	6,579,073,366	3,350,021,915

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

データの基準日:2025年11月28日

基準価額・純資産の推移 〈2015年11月30日～2025年11月28日〉

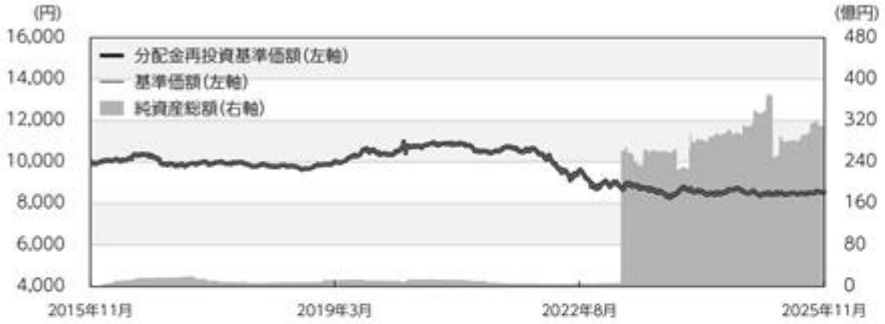

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年10月19日)

分配の推移(税引前)

2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
2025年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。計理処理の関係上、一時的に100%を超える場合があります。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	102.01

■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
国債証券		98.31
	内　アメリカ	45.63
	内　中国	11.41
	内　フランス	7.13
	内　イタリア	6.67
	内　イギリス	5.60
	内　その他	21.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.69
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND 1.45 02/25/28	国債証券	中国	1.45	2028/2/25	0.52
2	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	0.51
3	US T N/B 4.5 05/15/27	国債証券	アメリカ	4.5	2027/5/15	0.46
4	US T N/B 4.25 08/15/35	国債証券	アメリカ	4.25	2035/8/15	0.45
5	US T N/B 3.75 04/15/28	国債証券	アメリカ	3.75	2028/4/15	0.42
6	US T N/B 4.125 07/31/31	国債証券	アメリカ	4.125	2031/7/31	0.41
7	US T N/B 4.625 02/15/35	国債証券	アメリカ	4.625	2035/2/15	0.40
8	US T N/B 1.25 08/15/31	国債証券	アメリカ	1.25	2031/8/15	0.38
9	US T N/B 4.25 05/15/35	国債証券	アメリカ	4.25	2035/5/15	0.38
10	US T N/B 4.125 11/15/27	国債証券	アメリカ	4.125	2027/11/15	0.38

年間収益率の推移(暦年ベース)

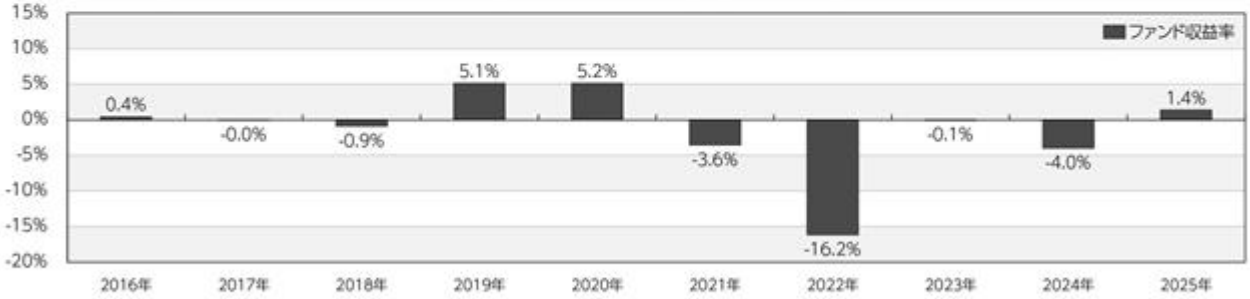

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

※取得申込みを受付けないこととする海外市場の休業日または銀行の休業日については、今後変更される場合があります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、有価証券届出書提出日現在、「分配金受取コース」を取扱う販売会社はありません。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる

受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはロンドンの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

※ 解約請求を受付けないこととする海外市場の休業日または銀行の休業日については、今後変更される場合があります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2015年10月19日から無期限とします。

（４）【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第１計算期間は、2015年10月19日から2016年5月8日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

１．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。

２．前記１.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

３．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

②　信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記１.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

３．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

４．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　書面決議

１．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ．信託契約の解約の場合　信託契約の解約の理由など

ｂ．重大な約款の変更等の場合　重大な約款の変更等の内容およびその理由など

２．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この２.において同

じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

３．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

４．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

５．この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤　関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2024年5月9日から2025年5月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 2024年5月8日現在	第10期 2025年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,401,426	44,741,473
親投資信託受益証券	28,417,954,559	27,688,186,401
派生商品評価勘定	417,750,317	－
未収入金	1,124,407,693	691,213,455
流動資産合計	30,074,513,995	28,424,141,329
資産合計	30,074,513,995	28,424,141,329
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	51,217	152,580,072
未払金	1,161,895,319	18,450,785
未払解約金	59,627,431	77,176,963
未払受託者報酬	2,856,603	3,463,384
未払委託者報酬	5,713,201	6,926,756
その他未払費用	414,993	464,559
流動負債合計	1,230,558,764	259,062,519
負債合計	1,230,558,764	259,062,519
純資産の部		
元本等		
元本	33,908,934,692	33,071,258,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,064,979,461	△4,906,180,149
（分配準備積立金）	854,870,345	1,200,265,834
元本等合計	28,843,955,231	28,165,078,810
純資産合計	28,843,955,231	28,165,078,810
負債純資産合計	30,074,513,995	28,424,141,329

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自　2023年5月9日 至　2024年5月8日	第10期 自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
営業収益		
受取利息	3,623	75,145
有価証券売買等損益	3,502,621,005	△191,021,158
為替差損益	△4,684,410,870	118,515,405
営業収益合計	△1,181,786,242	△72,430,608
営業費用		
支払利息	7,086	－
受託者報酬	5,683,805	6,749,110
委託者報酬	11,367,592	13,498,185
その他費用	1,089,430	1,637,084
営業費用合計	18,147,913	21,884,379
営業利益又は営業損失（△）	△1,199,934,155	△94,314,987
経常利益又は経常損失（△）	△1,199,934,155	△94,314,987
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,199,934,155	△94,314,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△292,721,749	△100,079,984
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,974,527,282	△5,064,979,461
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,234,048,240	3,074,554,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,234,048,240	3,074,554,608
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,417,288,013	2,921,520,293
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,417,288,013	2,921,520,293
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,064,979,461	△4,906,180,149

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期 自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期 2024年5月8日現在	第10期 2025年5月8日現在
１．　期首元本額	26,921,960,341円	33,908,934,692円
期中追加設定元本額	17,625,561,030円	19,883,779,005円
期中一部解約元本額	10,638,586,679円	20,721,454,738円
２．　受益権の総数	33,908,934,692口	33,071,258,959口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,064,979,461円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,906,180,149円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第9期 自　2023年5月9日 至　2024年5月8日	第10期 自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（618,688,609円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,801,915,646円）及び分配準備積立金（236,181,736円）より分配対象収益は5,656,785,991円（1万口当たり1,668.22円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（721,246,727円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,052,763,595円）及び分配準備積立金（479,019,107円）より分配対象収益は6,253,029,429円（1万口当たり1,890.77円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第9期 自　2023年5月9日 至　2024年5月8日	第10期 自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

２． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 2024年5月8日現在	第10期 2025年5月8日現在
１． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２． 時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 2024年5月8日現在	第10期 2025年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,763,033,749	△216,668,600
合計	2,763,033,749	△216,668,600

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	第9期 2024年5月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	28,715,062,428	－	28,297,363,328	417,699,100
アメリカ・ドル	13,570,905,294	－	13,324,408,628	246,496,666
イギリス・ポンド	1,489,841,415	－	1,464,107,125	25,734,290
イスラエル・シュケル	98,493,417	－	97,663,342	830,075
オーストラリア・ドル	393,723,807	－	393,601,467	122,340
オフショア・人民元	2,712,584,303	－	2,672,651,240	39,933,063
カナダ・ドル	596,100,986	－	587,085,963	9,015,023
シンガポール・ドル	121,252,315	－	119,915,517	1,336,798
スウェーデン・クローナ	55,717,009	－	55,403,972	313,037
デンマーク・クローネ	79,128,476	－	78,295,789	832,687
ニュージーランド・ドル	71,801,622	－	71,852,839	△51,217
ノルウェー・クローネ	46,751,207	－	46,706,896	44,311
ポーランド・ズロチ	167,653,282	－	166,841,930	811,352
メキシコ・ペソ	250,954,231	－	250,070,037	884,194
ユーロ	9,060,155,064	－	8,968,758,583	91,396,481
合計	28,715,062,428	－	28,297,363,328	417,699,100

種類	第10期 2025年5月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	27,365,070,534	－	27,517,650,606	△152,580,072
アメリカ・ドル	12,752,778,346	－	12,815,415,344	△62,636,998
イギリス・ポンド	1,484,985,202	－	1,490,664,426	△5,679,224
イスラエル・シュケル	89,799,498	－	91,448,192	△1,648,694
オーストラリア・ドル	343,751,072	－	346,765,538	△3,014,466
オフショア・人民元	3,045,170,193	－	3,080,571,396	△35,401,203
カナダ・ドル	536,790,910	－	537,797,014	△1,006,104
シンガポール・ドル	108,375,119	－	109,993,829	△1,618,710
スウェーデン・クローナ	50,243,823	－	50,537,520	△293,697
デンマーク・クローネ	61,021,060	－	61,325,394	△304,334
ニュージーランド・ドル	80,275,863	－	80,702,955	△427,092
ノルウェー・クローネ	42,515,625	－	43,043,781	△528,156
ポーランド・ズロチ	172,674,484	－	174,044,009	△1,369,525
メキシコ・ペソ	210,216,092	－	211,354,656	△1,138,564
ユーロ	8,386,473,247	－	8,423,986,552	△37,513,305
合計	27,365,070,534	－	27,517,650,606	△152,580,072

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．　換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第9期 2024年5月8日現在	第10期 2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	0.8506円	0.8516円
（1万口当たり純資産額）	(8,506円)	(8,516円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考

親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	11,675,881,927	27,688,186,401	
親投資信託受益証券　合計		11,675,881,927	27,688,186,401	
合計			27,688,186,401	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

（参考）

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年5月8日現在
資産の部	
流動資産	
預金	1,448,772,449
コール・ローン	8,455,466,410
国債証券	288,255,672,104
派生商品評価勘定	24,275,002
未収利息	2,325,899,784
前払費用	431,956,645
流動資産合計	300,942,042,394
資産合計	300,942,042,394
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	945,379
未払金	9,705,807,308
未払解約金	72,851,000
流動負債合計	9,779,603,687
負債合計	9,779,603,687
純資産の部	
元本等	
元本	122,782,620,344
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	168,379,818,363
元本等合計	291,162,438,707
純資産合計	291,162,438,707
負債純資産合計	300,942,042,394

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年5月8日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	107,187,363,672円
同期中追加設定元本額	55,673,968,124円
同期中一部解約元本額	40,078,711,452円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＩＡＭ外国債券パッシブ・ファンド	8,336,134,417円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	1,610,063円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	11,610,216円
ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	33,943,680円
グローバル８資産ラップファンド（安定型）	18,454,069円
グローバル８資産ラップファンド（中立型）	31,910,608円
グローバル８資産ラップファンド（積極型）	16,580,741円
たわらノーロード　先進国債券	24,025,425,533円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	4,403,599,260円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	78,352,916円
たわらノーロード　バランス（標準型）	498,871,409円
たわらノーロード　バランス（積極型）	123,581,321円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	17,933,528円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	997,028,226円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,888,471,966円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	990,432,918円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	753,924,303円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	1,789,821円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	12,742,421円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	173,286,256円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	37,250,625円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	27,835,969円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	49,012円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	77,811円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	38,895円

ＤＩＡＭ外国債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	6,990,150,595円
Ｏｎｅ　ＤＣ　先進国債券インデックスファンド	3,134,939,250円
Ｏｎｅグローバルバランス	200,391,769円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	772,521,481円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	2,608,980,983円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	3,303,667,861円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	378,694,123円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	841,512,732円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	845,177,728円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	23,991,075円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	952,077,302円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	35,779,126円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	156,797,134円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	176,543,663円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	296,942,647円
クルーズコントロール	379,933,490円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	225,130,824円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,119,172,784円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	1,029,408,484円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	191,441,578円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	799,563,026円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	4,963,626円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	40,789,716円
ＤＩＡＭパッシブ資産分散ファンド	737,129,190円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	512,392,465円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	514,149,013円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	133,441,890円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	309,574,035円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	187,544,673円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	1,306,440,950円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	154,216,904円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	346,803,970円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	221,021,520円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	789,913,931円
ＤＩＡＭ為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	5,836,615,102円
ＤＩＡＭ外国債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	1,348,534,215円
外国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	2,504,196,868円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	38,969,652円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	858,431,983円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	185,163,550円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	188,713,765円

ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,457,453円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	17,227,663円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,339,302円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	51,369円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	123,418円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,901,027円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	870,203,260円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,068,539,706円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,071,390,537円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	38,731,045円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	80,175,366円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	786,214,858円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	143,863,803円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	150,970円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	120,659,194円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	112,679,269円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	141,187,898円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	27,803,470円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	99,298,353円
コア資産形成ファンド	40,369,041円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	5,086,915,626円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞	11,675,881,927円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	10,994,938,472円
ＭＨＡＭ外国債券パッシブファンド［適格機関投資家限定］	6,226,756,660円
計	122,782,620,344円
２．　受益権の総数	122,782,620,344口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2024年5月9日 至　2025年5月8日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。

３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年5月8日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年5月8日現在 当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,556,387,572
合計	2,556,387,572

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月22日から2025年5月8日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年5月8日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	8,807,167,620	－	8,830,497,243	23,329,623
アメリカ・ドル	4,087,331,000	－	4,103,171,151	15,840,151
イギリス・ポンド	477,488,000	－	477,933,995	445,995
イスラエル・シュケル	35,716,000	－	35,985,705	269,705
オーストラリア・ドル	82,830,000	－	82,390,291	△439,709
オフショア・人民元	995,145,000	－	996,139,249	994,249
カナダ・ドル	164,563,000	－	164,673,569	110,569

シンガポール・ドル	44,659,000	－	44,721,983	62,983
スウェーデン・クローナ	23,175,000	－	23,068,573	△106,427
デンマーク・クローネ	13,051,000	－	13,084,689	33,689
ニュージーランド・ドル	44,957,000	－	44,632,873	△324,127
ノルウェー・クローネ	18,497,000	－	18,455,039	△41,961
ポーランド・ズロチ	37,429,000	－	37,533,917	104,917
マレーシア・リンギット	41,111,620	－	41,141,319	29,699
メキシコ・ペソ	80,093,000	－	80,678,536	585,536
ユーロ	2,661,122,000	－	2,666,886,354	5,764,354
合計	8,807,167,620	－	8,830,497,243	23,329,623

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３． 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年5月8日現在
1口当たり純資産額	2.3714円
（1万口当たり純資産額）	(23,714円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.375 07/31/27	3,780,000.000	3,507,426.540	
		US T N/B 0.375 09/30/27	3,810,000.000	3,516,510.930	
		US T N/B 0.5 04/30/27	2,970,000.000	2,785,361.120	
		US T N/B 0.5 05/31/27	2,980,000.000	2,786,882.010	
		US T N/B 0.5 06/30/27	2,680,000.000	2,500,303.900	
		US T N/B 0.5 08/31/27	3,060,000.000	2,840,301.540	
		US T N/B 0.5 10/31/27	3,660,000.000	3,379,066.410	
		US T N/B 0.625 03/31/27	3,200,000.000	3,016,687.480	
		US T N/B 0.625 05/15/30	6,050,000.000	5,157,861.310	

		US T N/B 0.625 07/31/26	5,100,000.000	4,898,490.210	
		US T N/B 0.625 08/15/30	5,740,000.000	4,848,057.830	
		US T N/B 0.625 11/30/27	3,900,000.000	3,603,386.700	
		US T N/B 0.625 12/31/27	4,020,000.000	3,704,524.220	
		US T N/B 0.75 01/31/28	4,180,000.000	3,855,805.070	
		US T N/B 0.75 05/31/26	5,630,000.000	5,440,993.230	
		US T N/B 0.75 08/31/26	4,950,000.000	4,750,936.540	
		US T N/B 0.875 06/30/26	4,510,000.000	4,354,616.410	
		US T N/B 0.875 09/30/26	4,510,000.000	4,326,252.710	
		US T N/B 0.875 11/15/30	6,680,000.000	5,674,607.810	
		US T N/B 1.0 07/31/28	5,270,000.000	4,829,049.190	
		US T N/B 1.125 02/15/31	5,890,000.000	5,046,648.640	
		US T N/B 1.125 02/28/27	3,300,000.000	3,145,892.560	
		US T N/B 1.125 02/29/28	6,000,000.000	5,581,171.850	
		US T N/B 1.125 05/15/40	3,800,000.000	2,346,945.320	
		US T N/B 1.125 08/15/40	2,460,000.000	1,503,675.000	
		US T N/B 1.125 08/31/28	4,230,000.000	3,882,842.580	
		US T N/B 1.125 10/31/26	4,490,000.000	4,313,206.250	
		US T N/B 1.25 03/31/28	4,610,000.000	4,294,773.210	
		US T N/B 1.25 04/30/28	3,200,000.000	2,975,874.990	
		US T N/B 1.25 05/15/50	4,380,000.000	2,098,892.580	
		US T N/B 1.25 05/31/28	4,140,000.000	3,840,577.720	
		US T N/B 1.25 06/30/28	3,500,000.000	3,240,576.180	
		US T N/B 1.25 08/15/31	9,360,000.000	7,934,245.290	
		US T N/B 1.25 09/30/28	4,980,000.000	4,580,432.780	
		US T N/B 1.25 11/30/26	4,700,000.000	4,515,671.870	
		US T N/B 1.25 12/31/26	4,290,000.000	4,113,707.800	
		US T N/B 1.375 08/15/50	4,770,000.000	2,342,517.170	
		US T N/B 1.375 08/31/26	2,800,000.000	2,709,437.490	
		US T N/B 1.375 10/31/28	4,710,000.000	4,341,663.300	
		US T N/B 1.375 11/15/31	8,890,000.000	7,538,789.410	
		US T N/B 1.375 11/15/40	2,000,000.000	1,268,203.120	
		US T N/B 1.375 12/31/28	4,600,000.000	4,223,015.630	
		US T N/B 1.5 01/31/27	2,940,000.000	2,825,845.320	
		US T N/B 1.5 02/15/30	4,330,000.000	3,887,781.800	
		US T N/B 1.5 11/30/28	3,500,000.000	3,234,355.460	
		US T N/B 1.625 05/15/31	6,340,000.000	5,545,023.460	
		US T N/B 1.625 08/15/29	3,460,000.000	3,166,440.620	
		US T N/B 1.625 09/30/26	5,050,000.000	4,896,132.800	
		US T N/B 1.625 10/31/26	2,410,000.000	2,332,616.380	
		US T N/B 1.625 11/15/50	4,280,000.000	2,247,167.160	
		US T N/B 1.625 11/30/26	1,810,000.000	1,749,089.260	
		US T N/B 1.75 01/31/29	4,500,000.000	4,180,166.010	
		US T N/B 1.75 08/15/41	4,810,000.000	3,175,069.740	
		US T N/B 1.75 11/15/29	4,250,000.000	3,888,666.980	
		US T N/B 1.75 12/31/26	2,110,000.000	2,039,941.410	
		US T N/B 1.875 02/15/32	8,080,000.000	7,039,857.790	
		US T N/B 1.875 02/15/41	3,100,000.000	2,119,867.160	
		US T N/B 1.875 02/15/51	4,500,000.000	2,519,560.530	

		US T N/B 1.875 02/28/27	7,310,000.000	7,063,858.540	
		US T N/B 1.875 02/28/29	3,700,000.000	3,448,226.540	
		US T N/B 1.875 06/30/26	2,880,000.000	2,813,062.480	
		US T N/B 1.875 07/31/26	3,200,000.000	3,121,124.990	
		US T N/B 1.875 11/15/51	5,370,000.000	2,978,566.980	
		US T N/B 2.0 02/15/50	2,800,000.000	1,638,382.810	
		US T N/B 2.0 08/15/51	5,810,000.000	3,340,069.090	
		US T N/B 2.0 11/15/26	4,500,000.000	4,376,250.000	
		US T N/B 2.0 11/15/41	4,150,000.000	2,839,669.890	
		US T N/B 2.125 05/31/26	2,850,000.000	2,794,625.540	
		US T N/B 2.25 02/15/27	3,780,000.000	3,679,003.120	
		US T N/B 2.25 02/15/52	5,000,000.000	3,046,679.690	
		US T N/B 2.25 05/15/41	3,420,000.000	2,471,083.570	
		US T N/B 2.25 08/15/27	4,240,000.000	4,100,792.190	
		US T N/B 2.25 08/15/46	1,570,000.000	1,025,099.600	
		US T N/B 2.25 08/15/49	4,140,000.000	2,586,206.240	
		US T N/B 2.25 11/15/27	3,270,000.000	3,151,462.500	
		US T N/B 2.375 02/15/42	3,610,000.000	2,613,160.550	
		US T N/B 2.375 03/31/29	4,000,000.000	3,792,812.480	
		US T N/B 2.375 05/15/27	3,830,000.000	3,725,273.430	
		US T N/B 2.375 05/15/29	3,770,000.000	3,568,540.620	
		US T N/B 2.375 05/15/51	4,760,000.000	3,010,885.910	
		US T N/B 2.375 11/15/49	1,490,000.000	954,880.460	
		US T N/B 2.5 02/15/45	1,200,000.000	841,781.250	
		US T N/B 2.5 02/15/46	5,170,000.000	3,572,247.820	
		US T N/B 2.5 03/31/27	3,000,000.000	2,929,335.910	
		US T N/B 2.5 05/15/46	1,730,000.000	1,191,402.350	
		US T N/B 2.625 02/15/29	4,000,000.000	3,834,921.880	
		US T N/B 2.625 05/31/27	4,910,000.000	4,797,415.210	
		US T N/B 2.625 07/31/29	3,070,000.000	2,926,453.510	
		US T N/B 2.75 02/15/28	4,540,000.000	4,419,228.910	
		US T N/B 2.75 04/30/27	2,500,000.000	2,450,878.900	
		US T N/B 2.75 05/31/29	3,300,000.000	3,167,548.820	
		US T N/B 2.75 07/31/27	4,120,000.000	4,029,794.530	
		US T N/B 2.75 08/15/32	7,340,000.000	6,723,411.300	
		US T N/B 2.75 08/15/42	2,000,000.000	1,524,335.940	
		US T N/B 2.75 08/15/47	2,230,000.000	1,584,911.520	
		US T N/B 2.75 11/15/42	1,056,000.000	801,054.370	
		US T N/B 2.75 11/15/47	2,250,000.000	1,594,423.800	
		US T N/B 2.875 04/30/29	4,000,000.000	3,860,937.510	
		US T N/B 2.875 05/15/28	4,060,000.000	3,956,914.080	
		US T N/B 2.875 05/15/32	7,050,000.000	6,535,432.620	
		US T N/B 2.875 05/15/43	2,890,000.000	2,219,881.250	
		US T N/B 2.875 05/15/49	1,700,000.000	1,216,031.250	
		US T N/B 2.875 05/15/52	7,010,000.000	4,924,661.900	
		US T N/B 2.875 08/15/28	5,030,000.000	4,890,790.820	
		US T N/B 2.875 08/15/45	1,470,000.000	1,096,126.160	
		US T N/B 2.875 11/15/46	1,580,000.000	1,160,806.250	
		US T N/B 3.0 02/15/47	1,500,000.000	1,123,359.370	

		US T N/B 3.0 02/15/48	2,650,000.000	1,963,691.380	
		US T N/B 3.0 02/15/49	3,010,000.000	2,210,645.100	
		US T N/B 3.0 05/15/42	2,080,000.000	1,653,031.230	
		US T N/B 3.0 05/15/45	1,290,000.000	985,640.620	
		US T N/B 3.0 05/15/47	620,000.000	463,232.030	
		US T N/B 3.0 08/15/48	2,510,000.000	1,850,977.930	
		US T N/B 3.0 08/15/52	4,740,000.000	3,416,503.110	
		US T N/B 3.0 11/15/44	1,800,000.000	1,382,062.500	
		US T N/B 3.0 11/15/45	500,000.000	379,853.510	
		US T N/B 3.125 02/15/42	1,360,000.000	1,105,903.120	
		US T N/B 3.125 02/15/43	1,540,000.000	1,234,045.300	
		US T N/B 3.125 05/15/48	2,830,000.000	2,141,569.320	
		US T N/B 3.125 08/15/44	1,590,000.000	1,250,137.500	
		US T N/B 3.125 08/31/27	4,540,000.000	4,475,269.530	
		US T N/B 3.125 08/31/29	3,110,000.000	3,021,984.570	
		US T N/B 3.125 11/15/28	4,180,000.000	4,088,235.950	
		US T N/B 3.125 11/15/41	1,020,000.000	832,734.370	
		US T N/B 3.25 05/15/42	3,060,000.000	2,523,304.700	
		US T N/B 3.25 06/30/27	2,700,000.000	2,671,576.180	
		US T N/B 3.25 06/30/29	3,500,000.000	3,422,412.090	
		US T N/B 3.375 05/15/33	6,700,000.000	6,345,763.670	
		US T N/B 3.375 05/15/44	4,730,000.000	3,881,648.610	
		US T N/B 3.375 08/15/42	2,920,000.000	2,443,275.770	
		US T N/B 3.375 09/15/27	4,000,000.000	3,965,312.480	
		US T N/B 3.375 11/15/48	4,950,000.000	3,905,085.910	
		US T N/B 3.5 01/31/28	5,680,000.000	5,641,060.920	
		US T N/B 3.5 01/31/30	2,700,000.000	2,657,021.480	
		US T N/B 3.5 02/15/33	7,250,000.000	6,946,831.000	
		US T N/B 3.5 04/30/28	4,500,000.000	4,466,337.880	
		US T N/B 3.5 04/30/30	3,500,000.000	3,439,296.870	
		US T N/B 3.5 09/30/26	4,000,000.000	3,978,046.880	
		US T N/B 3.5 09/30/29	3,500,000.000	3,451,328.120	
		US T N/B 3.625 02/15/44	1,630,000.000	1,392,408.390	
		US T N/B 3.625 02/15/53	4,800,000.000	3,915,374.970	
		US T N/B 3.625 03/31/28	3,500,000.000	3,488,105.450	
		US T N/B 3.625 03/31/30	2,500,000.000	2,471,923.820	
		US T N/B 3.625 05/15/26	2,400,000.000	2,390,721.090	
		US T N/B 3.625 05/15/53	3,510,000.000	2,862,021.070	
		US T N/B 3.625 05/31/28	3,500,000.000	3,485,234.370	
		US T N/B 3.625 08/15/43	1,470,000.000	1,261,874.410	
		US T N/B 3.625 08/31/29	5,000,000.000	4,957,714.840	
		US T N/B 3.625 09/30/31	2,500,000.000	2,443,554.700	
		US T N/B 3.75 04/15/28	9,000,000.000	8,996,835.960	
		US T N/B 3.75 05/31/30	3,500,000.000	3,478,261.710	
		US T N/B 3.75 06/30/30	3,200,000.000	3,178,124.990	
		US T N/B 3.75 08/15/27	3,500,000.000	3,497,949.210	
		US T N/B 3.75 08/15/41	3,720,000.000	3,319,228.090	
		US T N/B 3.75 08/31/31	2,000,000.000	1,969,843.760	
		US T N/B 3.75 11/15/43	1,460,000.000	1,272,794.910	

		US T N/B 3.75 12/31/28	4,000,000.000	3,992,500.000	
		US T N/B 3.75 12/31/30	2,600,000.000	2,573,847.660	
		US T N/B 3.875 02/15/43	3,500,000.000	3,128,945.320	
		US T N/B 3.875 03/15/28	6,000,000.000	6,021,328.140	
		US T N/B 3.875 05/15/43	1,800,000.000	1,605,234.380	
		US T N/B 3.875 08/15/33	8,000,000.000	7,833,593.760	
		US T N/B 3.875 08/15/34	8,000,000.000	7,770,156.220	
		US T N/B 3.875 08/15/40	1,600,000.000	1,465,812.490	
		US T N/B 3.875 09/30/29	2,950,000.000	2,952,880.840	
		US T N/B 3.875 10/15/27	4,000,000.000	4,009,843.760	
		US T N/B 3.875 11/30/27	4,300,000.000	4,310,833.970	
		US T N/B 3.875 11/30/29	2,800,000.000	2,802,351.550	
		US T N/B 3.875 12/31/27	4,600,000.000	4,614,285.160	
		US T N/B 3.875 12/31/29	2,800,000.000	2,801,476.550	
		US T N/B 4.0 01/15/27	6,900,000.000	6,917,384.750	
		US T N/B 4.0 01/31/29	1,500,000.000	1,509,667.960	
		US T N/B 4.0 01/31/31	2,000,000.000	2,004,492.180	
		US T N/B 4.0 02/15/34	7,500,000.000	7,381,201.200	
		US T N/B 4.0 02/28/30	5,200,000.000	5,232,906.220	
		US T N/B 4.0 02/29/28	4,700,000.000	4,729,375.000	
		US T N/B 4.0 03/31/30	4,000,000.000	4,022,812.480	
		US T N/B 4.0 06/30/28	3,500,000.000	3,525,087.890	
		US T N/B 4.0 07/31/29	2,400,000.000	2,415,140.610	
		US T N/B 4.0 07/31/30	3,500,000.000	3,515,722.660	
		US T N/B 4.0 10/31/29	2,800,000.000	2,816,625.000	
		US T N/B 4.0 11/15/42	2,300,000.000	2,095,335.920	
		US T N/B 4.0 11/15/52	4,760,000.000	4,162,954.650	
		US T N/B 4.0 12/15/27	4,400,000.000	4,426,984.360	
		US T N/B 4.125 01/31/27	6,000,000.000	6,027,890.640	
		US T N/B 4.125 02/15/27	4,000,000.000	4,019,531.240	
		US T N/B 4.125 02/29/32	3,000,000.000	3,011,718.750	
		US T N/B 4.125 03/31/29	3,800,000.000	3,841,859.350	
		US T N/B 4.125 03/31/31	2,200,000.000	2,217,144.530	
		US T N/B 4.125 03/31/32	2,000,000.000	2,007,812.500	
		US T N/B 4.125 06/15/26	4,700,000.000	4,707,343.750	
		US T N/B 4.125 07/31/28	2,500,000.000	2,526,269.520	
		US T N/B 4.125 07/31/31	8,500,000.000	8,553,955.110	
		US T N/B 4.125 08/15/44	2,000,000.000	1,830,625.000	
		US T N/B 4.125 08/15/53	4,100,000.000	3,660,691.390	
		US T N/B 4.125 08/31/30	4,000,000.000	4,038,671.860	
		US T N/B 4.125 09/30/27	4,000,000.000	4,033,515.640	
		US T N/B 4.125 10/31/27	3,340,000.000	3,367,855.050	
		US T N/B 4.125 10/31/29	4,000,000.000	4,045,078.120	
		US T N/B 4.125 10/31/31	2,500,000.000	2,512,744.150	
		US T N/B 4.125 11/15/27	8,000,000.000	8,067,812.480	
		US T N/B 4.125 11/15/32	10,800,000.000	10,816,453.140	
		US T N/B 4.125 11/30/29	4,000,000.000	4,046,640.640	
		US T N/B 4.125 11/30/31	3,000,000.000	3,014,121.090	
		US T N/B 4.25 01/15/28	5,500,000.000	5,566,709.000	

		US T N/B 4.25 01/31/30	5,000,000.000	5,083,105.450	
		US T N/B 4.25 02/15/28	4,300,000.000	4,354,505.850	
		US T N/B 4.25 02/15/54	4,200,000.000	3,833,566.420	
		US T N/B 4.25 02/28/29	4,930,000.000	5,005,394.340	
		US T N/B 4.25 02/28/31	2,000,000.000	2,029,179.680	
		US T N/B 4.25 03/15/27	3,850,000.000	3,879,777.360	
		US T N/B 4.25 05/15/39	950,000.000	921,017.560	
		US T N/B 4.25 06/30/29	7,700,000.000	7,821,064.480	
		US T N/B 4.25 06/30/31	2,800,000.000	2,837,515.630	
		US T N/B 4.25 08/15/54	5,000,000.000	4,570,312.500	
		US T N/B 4.25 11/15/34	7,300,000.000	7,291,445.270	
		US T N/B 4.25 11/15/40	2,000,000.000	1,910,390.610	
		US T N/B 4.25 12/31/26	6,000,000.000	6,036,796.860	
		US T N/B 4.375 01/31/32	2,000,000.000	2,037,382.820	
		US T N/B 4.375 02/15/38	500,000.000	497,441.400	
		US T N/B 4.375 05/15/34	8,000,000.000	8,083,593.760	
		US T N/B 4.375 05/15/40	1,500,000.000	1,460,976.570	
		US T N/B 4.375 05/15/41	1,430,000.000	1,380,955.450	
		US T N/B 4.375 07/15/27	3,500,000.000	3,543,203.120	
		US T N/B 4.375 08/15/26	4,000,000.000	4,021,093.760	
		US T N/B 4.375 08/15/43	2,000,000.000	1,904,921.880	
		US T N/B 4.375 08/31/28	3,500,000.000	3,563,574.210	
		US T N/B 4.375 11/15/39	1,000,000.000	977,148.440	
		US T N/B 4.375 11/30/28	4,000,000.000	4,075,781.240	
		US T N/B 4.375 11/30/30	3,000,000.000	3,064,804.680	
		US T N/B 4.375 12/15/26	1,800,000.000	1,814,273.430	
		US T N/B 4.375 12/31/29	3,800,000.000	3,882,828.140	
		US T N/B 4.5 02/15/36	500,000.000	511,406.250	
		US T N/B 4.5 02/15/44	1,300,000.000	1,255,566.400	
		US T N/B 4.5 04/15/27	4,300,000.000	4,355,765.620	
		US T N/B 4.5 05/15/27	3,500,000.000	3,547,441.410	
		US T N/B 4.5 05/31/29	2,700,000.000	2,767,763.680	
		US T N/B 4.5 07/15/26	4,100,000.000	4,125,384.770	
		US T N/B 4.5 08/15/39	980,000.000	972,611.710	
		US T N/B 4.5 11/15/33	7,000,000.000	7,155,996.120	
		US T N/B 4.5 11/15/54	4,500,000.000	4,293,984.370	
		US T N/B 4.5 12/31/31	2,000,000.000	2,052,382.820	
		US T N/B 4.625 02/15/35	9,000,000.000	9,252,421.920	
		US T N/B 4.625 02/15/40	1,390,000.000	1,394,398.040	
		US T N/B 4.625 02/15/55	4,300,000.000	4,193,171.870	
		US T N/B 4.625 04/30/29	3,000,000.000	3,087,832.020	
		US T N/B 4.625 04/30/31	3,000,000.000	3,101,542.980	
		US T N/B 4.625 05/15/44	2,000,000.000	1,961,328.120	
		US T N/B 4.625 05/15/54	4,600,000.000	4,471,703.140	
		US T N/B 4.625 05/31/31	2,000,000.000	2,067,343.760	
		US T N/B 4.625 06/15/27	4,500,000.000	4,576,992.210	
		US T N/B 4.625 09/15/26	3,500,000.000	3,532,402.330	
		US T N/B 4.625 09/30/28	4,300,000.000	4,414,386.700	
		US T N/B 4.625 09/30/30	3,000,000.000	3,100,488.270	

	US T N/B 4.625 10/15/26	3,400,000.000	3,434,132.790	
	US T N/B 4.625 11/15/26	3,900,000.000	3,942,123.030	
	US T N/B 4.625 11/15/44	2,000,000.000	1,956,875.000	
	US T N/B 4.75 02/15/41	2,230,000.000	2,252,909.760	
	US T N/B 4.75 02/15/45	2,000,000.000	1,989,218.760	
	US T N/B 4.75 11/15/43	2,020,000.000	2,017,317.190	
	US T N/B 4.75 11/15/53	3,100,000.000	3,072,451.150	
	US T N/B 4.875 10/31/28	3,000,000.000	3,104,648.420	
	US T N/B 4.875 10/31/30	2,500,000.000	2,614,794.920	
	US T N/B 5.0 05/15/37	800,000.000	847,625.000	
	US T N/B 5.25 11/15/28	5,350,000.000	5,602,035.180	
	US T N/B 5.375 02/15/31	1,860,000.000	1,994,486.720	
	US T N/B 6.125 11/15/27	3,200,000.000	3,382,624.990	
	US T N/B 6.25 05/15/30	559,000.000	618,786.790	
アメリカ・ドル　小計		1,003,455,000.000 (144,136,276,200)	928,010,678.350 (133,299,453,839)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/31/28	1,340,000.000	1,222,831.750	
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	2,240,000.000	1,791,985.670	
	UK TREASURY 0.375 10/22/26	1,230,000.000	1,176,093.040	
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	990,000.000	823,794.340	
	UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,880,000.000	1,672,969.380	
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	1,880,000.000	511,736.000	
	UK TREASURY 0.625 07/31/35	3,150,000.000	2,168,123.960	
	UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,640,000.000	611,664.640	
	UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,250,000.000	581,209.700	
	UK TREASURY 0.875 07/31/33	2,800,000.000	2,148,061.080	
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,530,000.000	1,353,824.800	
	UK TREASURY 1.0 01/31/32	2,570,000.000	2,111,848.150	
	UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,670,000.000	1,065,468.800	
	UK TREASURY 1.125 10/22/73	2,040,000.000	692,988.000	
	UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,900,000.000	1,805,818.450	
	UK TREASURY 1.25 07/31/51	2,230,000.000	983,770.900	
	UK TREASURY 1.25 10/22/41	2,350,000.000	1,386,446.750	
	UK TREASURY 1.5 07/22/26	930,000.000	907,201.420	
	UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,200,000.000	627,746.700	
	UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,410,000.000	645,675.190	

		UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,030,000.000	964,437.740	
		UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,270,000.000	595,503.000	
		UK TREASURY 1.625 10/22/71	830,000.000	345,114.000	
		UK TREASURY 1.75 01/22/49	1,100,000.000	592,104.780	
		UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,310,000.000	618,551.720	
		UK TREASURY 1.75 09/07/37	2,290,000.000	1,674,822.550	
		UK TREASURY 2.5 07/22/65	350,000.000	196,646.410	
		UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,660,000.000	1,292,814.180	
		UK TREASURY 3.25 01/31/33	2,600,000.000	2,435,656.100	
		UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,550,000.000	1,240,637.990	
		UK TREASURY 3.5 07/22/68	880,000.000	638,264.000	
		UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,550,000.000	1,412,246.180	
		UK TREASURY 3.75 03/07/27	1,700,000.000	1,698,782.390	
		UK TREASURY 3.75 07/22/52	1,370,000.000	1,078,965.760	
		UK TREASURY 3.75 10/22/53	2,000,000.000	1,560,600.000	
		UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,300,000.000	1,051,057.500	
		UK TREASURY 4.0 10/22/31	1,900,000.000	1,891,793.140	
		UK TREASURY 4.0 10/22/63	1,820,000.000	1,462,916.000	
		UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,440,000.000	2,453,192.830	
		UK TREASURY 4.125 07/22/29	2,300,000.000	2,324,927.630	
		UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,500,000.000	1,464,759.570	
		UK TREASURY 4.25 06/07/32	2,470,000.000	2,497,225.080	
		UK TREASURY 4.25 07/31/34	2,180,000.000	2,157,809.460	
		UK TREASURY 4.25 09/07/39	1,160,000.000	1,093,248.840	
		UK TREASURY 4.25 12/07/27	2,210,000.000	2,244,691.250	
		UK TREASURY 4.25 12/07/40	1,690,000.000	1,572,339.600	
		UK TREASURY 4.25 12/07/46	1,280,000.000	1,128,192.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,147,000.000	996,703.070	

	UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,512,000.000	1,285,804.800	
	UK TREASURY 4.375 01/31/40	1,100,000.000	1,045,408.780	
	UK TREASURY 4.375 03/07/28	1,550,000.000	1,573,533.030	
	UK TREASURY 4.375 03/07/30	1,400,000.000	1,427,475.980	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,180,000.000	1,027,156.620	
	UK TREASURY 4.5 03/07/35	1,650,000.000	1,656,220.330	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	3,000,000.000	3,062,590.800	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,250,000.000	1,263,914.250	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,245,000.000	1,171,405.670	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	1,750,000.000	1,786,304.450	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	1,350,000.000	1,297,035.110	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,595,000.000	1,664,701.500	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,430,000.000	1,432,535.390	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,180,000.000	1,273,885.400	
イギリス・ポンド　小計		102,309,000.000 (19,554,319,170)	83,941,233.600 (16,043,687,978)	
イスラエル・シュケル	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	1,700,000.000	1,676,672.600	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	1,300,000.000	1,262,190.800	
	ISRAEL FIXED BOND 08/31/29	700,000.000	712,043.500	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	3,810,000.000	3,286,856.520	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	3,630,000.000	2,992,027.500	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	3,340,000.000	2,417,438.560	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,580,000.000	1,092,647.420	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	2,510,000.000	2,416,510.030	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	3,810,000.000	3,588,208.470	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	1,810,000.000	1,568,804.830	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,410,000.000	1,549,946.730	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,220,000.000	1,258,315.320	
イスラエル・シュケル　小計		26,820,000.000	23,821,662.280	

		(1,075,058,244)	(954,872,275)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,515,000.000	1,457,217.900	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	2,070,000.000	1,730,064.600	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,370,000.000	1,184,118.400	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	2,300,000.000	1,922,386.000	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	2,310,000.000	2,023,952.700	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,490,000.000	796,077.200	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	2,350,000.000	2,005,819.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,080,000.000	1,045,548.000	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	1,660,000.000	1,577,033.200	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	960,000.000	757,593.600	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	1,650,000.000	1,444,938.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	830,000.000	818,180.800	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	1,600,000.000	1,565,568.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	2,750,000.000	2,661,972.500	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,090,000.000	822,928.200	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	1,520,000.000	1,396,940.800	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	2,400,000.000	2,382,744.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	550,000.000	478,313.000	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,820,000.000	1,716,496.600	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,080,000.000	1,017,554.400	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	2,140,000.000	2,071,477.200	
	AUSTRALIAN 4.25 06/21/34	1,000,000.000	1,005,350.000	
	AUSTRALIAN 4.25 12/21/35	1,250,000.000	1,246,162.500	
	AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,660,000.000	1,710,796.000	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,740,000.000	1,786,597.200	
	AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	800,000.000	777,560.000	
オーストラリア・ドル　小計		40,985,000.000 (3,789,473,100)	37,403,389.800 (3,458,317,421)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27	47,000,000.000	46,981,556.730	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.43 01/25/30	33,000,000.000	32,874,488.790	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.45 02/25/28	31,000,000.000	30,969,170.810	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.49 12/25/31	14,000,000.000	13,903,855.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	47,440,000.000	47,578,415.680	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	4,000,000.000	4,009,235.600	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.74 10/15/29	27,000,000.000	27,311,474.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.79 03/25/32	12,000,000.000	12,147,344.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27	26,000,000.000	26,189,313.800	

		CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	21,000,000.000	21,341,770.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29	26,000,000.000	26,424,665.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.92 01/15/55	11,000,000.000	11,021,267.400	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 02/25/27	35,000,000.000	35,348,747.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 11/25/34	3,000,000.000	3,090,951.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.05 04/15/29	29,040,000.000	29,623,979.880	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	31,000,000.000	32,112,010.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	28,410,000.000	29,280,488.080	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26	50,000,000.000	50,436,340.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.27 05/25/34	31,590,000.000	33,163,918.040	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 03/25/31	27,000,000.000	28,049,714.100	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	16,500,000.000	16,643,581.350	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.35 02/25/34	26,000,000.000	27,390,656.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/15/29	29,000,000.000	29,878,787.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26	35,000,000.000	35,471,488.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.4 07/15/28	34,650,000.000	35,608,367.020	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.44 10/15/27	21,000,000.000	21,455,271.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 04/15/27	25,100,000.000	25,589,949.490	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27	31,410,000.000	32,047,079.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	25,000,000.000	26,614,882.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30	23,000,000.000	24,169,131.400	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.55 10/15/28	27,000,000.000	27,935,452.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/01/32	19,300,000.000	20,594,371.870	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/15/30	34,000,000.000	35,773,042.200	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 04/15/28	24,000,000.000	24,776,047.200	

		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 06/25/30	18,000,000.000	18,925,938.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 09/25/29	18,000,000.000	18,822,765.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33	19,500,000.000	20,948,456.100	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 11/25/33	50,850,000.000	54,795,563.360	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30	41,600,000.000	43,917,452.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26	46,600,000.000	47,346,653.160	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/15/32	16,000,000.000	17,173,128.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 02/17/32	15,500,000.000	16,640,999.950	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 06/15/29	22,000,000.000	23,069,444.200	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.76 05/15/32	9,000,000.000	9,697,330.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.79 12/15/29	22,000,000.000	23,258,956.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 03/24/29	11,000,000.000	11,525,244.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 03/25/30	10,000,000.000	10,594,514.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 11/15/32	19,300,000.000	20,893,504.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.85 06/04/27	28,000,000.000	28,812,831.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.88 02/25/33	11,200,000.000	12,219,079.040	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.89 11/18/31	11,100,000.000	11,981,902.770	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.91 10/14/28	27,100,000.000	28,401,230.890	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.0 10/15/53	14,900,000.000	18,562,524.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28	22,000,000.000	23,037,363.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.02 05/27/31	21,000,000.000	22,782,769.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.12 10/25/52	11,500,000.000	14,371,032.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.13 11/21/29	8,000,000.000	8,598,277.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.19 04/15/53	15,800,000.000	20,048,256.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.25 06/06/26	18,450,000.000	18,847,069.830	

		CHINA GOVERNMENT BOND 3.27 11/19/30	9,000,000.000	9,880,530.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.28 12/03/27	18,500,000.000	19,427,325.450	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.29 05/23/29	11,000,000.000	11,833,341.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.32 04/15/52	8,820,000.000	11,350,572.660	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.39 03/16/50	16,100,000.000	20,670,854.400	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.53 10/18/51	10,450,000.000	13,872,939.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.59 08/03/27	5,000,000.000	5,264,690.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.72 04/12/51	10,600,000.000	14,473,939.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.81 09/14/50	21,000,000.000	28,897,491.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.86 07/22/49	16,300,000.000	22,358,204.700	
		CHINA GOVERNMENT BOND 4.08 10/22/48	10,300,000.000	14,470,573.000	
オフショア・人民元　小計			1,550,910,000.000 (30,835,347,711)	1,643,579,570.750 (32,677,813,384)	
カナダ・ドル		CANADA 0.5 12/01/30	2,600,000.000	2,295,128.230	
		CANADA 1.0 06/01/27	1,150,000.000	1,115,727.440	
		CANADA 1.0 09/01/26	2,670,000.000	2,618,669.930	
		CANADA 1.25 03/01/27	2,110,000.000	2,063,434.720	
		CANADA 1.25 06/01/30	1,940,000.000	1,803,622.110	
		CANADA 1.5 06/01/26	1,700,000.000	1,682,351.620	
		CANADA 1.5 06/01/31	3,070,000.000	2,841,873.390	
		CANADA 1.5 12/01/31	1,840,000.000	1,688,372.110	
		CANADA 1.75 12/01/53	1,580,000.000	1,100,404.100	
		CANADA 2.0 06/01/28	930,000.000	914,861.160	
		CANADA 2.0 06/01/32	2,390,000.000	2,249,573.080	
		CANADA 2.0 12/01/51	2,310,000.000	1,734,258.590	
		CANADA 2.25 06/01/29	900,000.000	887,251.450	
		CANADA 2.25 12/01/29	900,000.000	883,526.970	
		CANADA 2.5 12/01/32	3,620,000.000	3,508,026.760	
		CANADA 2.75 03/01/30	1,750,000.000	1,753,519.480	
		CANADA 2.75 05/01/27	1,400,000.000	1,406,571.680	
		CANADA 2.75 06/01/33	2,430,000.000	2,387,853.130	
		CANADA 2.75 09/01/27	1,050,000.000	1,055,262.330	
		CANADA 2.75 12/01/48	500,000.000	446,601.970	
		CANADA 2.75 12/01/55	1,450,000.000	1,265,860.730	
		CANADA 2.75 12/01/64	380,000.000	331,665.710	
		CANADA 3.0 06/01/34	1,520,000.000	1,512,670.560	
		CANADA 3.25 06/01/35	1,950,000.000	1,969,456.480	
		CANADA 3.25 09/01/28	1,400,000.000	1,428,782.740	

	CANADA 3.25 12/01/33	1,620,000.000	1,647,382.010	
	CANADA 3.25 12/01/34	870,000.000	880,970.020	
	CANADA 3.5 03/01/28	1,030,000.000	1,056,132.560	
	CANADA 3.5 03/01/34	1,450,000.000	1,500,225.060	
	CANADA 3.5 09/01/29	1,300,000.000	1,343,639.790	
	CANADA 3.5 12/01/45	900,000.000	919,123.420	
	CANADA 3.5 12/01/57	750,000.000	757,337.480	
	CANADA 4.0 03/01/29	1,700,000.000	1,783,513.940	
	CANADA 4.0 06/01/41	590,000.000	642,087.470	
	CANADA 4.0 08/01/26	500,000.000	508,920.670	
	CANADA 5.0 06/01/37	730,000.000	860,654.550	
	CANADA 5.75 06/01/29	640,000.000	715,931.950	
	CANADA 5.75 06/01/33	1,010,000.000	1,205,415.260	
カナダ・ドル　小計		56,630,000.000 (5,883,290,700)	54,766,660.650 (5,689,708,375)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 1.25 11/01/26	510,000.000	504,120.850	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	1,360,000.000	1,316,480.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	630,000.000	556,290.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	570,000.000	497,610.000	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	590,000.000	590,115.460	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	770,000.000	758,065.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	600,000.000	591,984.000	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	240,000.000	244,416.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	550,000.000	563,200.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	470,000.000	487,227.850	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	660,000.000	681,780.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	620,000.000	640,150.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	203,940.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	520,000.000	540,540.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	320,000.000	331,424.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	125,000.000	137,687.500	
	SINGAPORE 3.25 06/01/54	160,000.000	183,071.200	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	740,000.000	799,200.000	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	800,000.000	821,544.000	
シンガポール・ドル　小計		10,435,000.000 (1,158,911,100)	10,448,845.860 (1,160,448,821)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,820,000.000	4,292,866.710	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	4,490,000.000	4,345,197.500	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	6,160,000.000	5,836,908.000	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	7,010,000.000	6,923,076.000	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	5,300,000.000	5,101,488.500	
	SWEDEN 2.25 05/11/35	1,100,000.000	1,093,696.980	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	4,030,000.000	4,055,268.100	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	3,900,000.000	4,359,790.500	
スウェーデン・クローナ　小計		36,810,000.000 (547,364,700)	36,008,292.290 (535,443,306)	

デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	5,080,000.000	4,458,538.200	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,560,000.000	2,430,412.100	
	DENMARK 0.5 11/15/27	2,850,000.000	2,776,021.830	
	DENMARK 0.5 11/15/29	5,540,000.000	5,226,010.790	
	DENMARK 2.25 11/15/26	1,210,000.000	1,224,511.770	
	DENMARK 2.25 11/15/33	3,740,000.000	3,751,423.830	
	DENMARK 4.5 11/15/39	7,330,000.000	9,003,469.760	
デンマーク・クローネ　小計		30,310,000.000 (660,454,900)	28,870,388.280 (629,085,761)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	1,050,000.000	954,616.560	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	240,000.000	233,610.530	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	1,960,000.000	1,685,600.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	400,000.000	259,182.960	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	1,410,000.000	1,222,406.720	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	510,000.000	419,049.300	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	810,000.000	533,364.830	
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	750,000.000	732,764.850	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	2,110,000.000	1,994,865.800	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	130,000.000	128,327.020	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/36	100,000.000	96,530.000	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	800,000.000	818,823.110	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	500,000.000	515,120.100	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	450,000.000	449,400.390	
ニュージーランド・ドル　小計		11,220,000.000 (958,300,200)	10,043,662.170 (857,829,186)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,950,000.000	2,532,573.520	
	NORWAY 1.375 08/19/30	4,610,000.000	4,094,988.070	
	NORWAY 1.75 02/17/27	4,700,000.000	4,550,219.210	
	NORWAY 1.75 09/06/29	5,120,000.000	4,728,588.790	
	NORWAY 2.0 04/26/28	2,420,000.000	2,313,278.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,530,000.000	2,266,752.230	
	NORWAY 3.0 08/15/33	3,500,000.000	3,290,203.000	
	NORWAY 3.5 10/06/42	2,760,000.000	2,645,535.210	
	NORWAY 3.625 04/13/34	1,570,000.000	1,539,102.400	
	NORWAY 3.625 05/31/39	2,650,000.000	2,570,577.510	
	NORWAY 3.75 06/12/35	1,210,000.000	1,194,841.720	
ノルウェー・クローネ　小計		34,020,000.000 (472,878,000)	31,726,659.660 (441,000,569)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 0.25 10/25/26	2,280,000.000	2,148,491.880	
	POLAND 1.25 10/25/30	7,220,000.000	6,037,530.060	
	POLAND 1.75 04/25/32	3,250,000.000	2,646,910.500	

	POLAND 2.5 07/25/26	420,000.000	411,255.640	
	POLAND 2.5 07/25/27	5,060,000.000	4,860,347.580	
	POLAND 2.75 04/25/28	4,760,000.000	4,540,133.210	
	POLAND 2.75 10/25/29	2,000,000.000	1,853,345.000	
	POLAND 3.75 05/25/27	2,620,000.000	2,590,157.410	
	POLAND 4.75 07/25/29	3,600,000.000	3,616,586.990	
	POLAND 5.0 01/25/30	4,450,000.000	4,512,099.750	
	POLAND 5.0 10/25/34	3,250,000.000	3,191,755.920	
	POLAND 5.75 04/25/29	3,790,000.000	3,950,675.530	
	POLAND 6.0 10/25/33	1,690,000.000	1,787,818.890	
	POLAND 7.5 07/25/28	3,900,000.000	4,247,903.400	
ポーランド・ズロチ　小計		48,290,000.000 (1,838,400,300)	46,395,011.760 (1,766,258,098)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	2,000,000.000	1,910,857.350	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	1,250,000.000	1,259,348.370	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	2,600,000.000	2,607,606.820	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,000,000.000	2,028,243.200	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,400,000.000	1,392,232.660	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	2,270,000.000	2,303,797.790	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	1,660,000.000	1,682,450.500	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	1,100,000.000	1,124,750.550	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	1,000,000.000	1,013,721.500	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	2,030,000.000	2,067,178.630	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	1,660,000.000	1,681,325.350	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	1,220,000.000	1,233,353.260	
	MALAYSIA 4.054 04/18/39	650,000.000	668,439.910	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,700,000.000	1,706,564.890	
	MALAYSIA 4.18 05/16/44	1,100,000.000	1,142,967.540	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	670,000.000	696,897.410	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	2,400,000.000	2,520,665.040	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	1,720,000.000	1,831,071.060	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,200,000.000	1,259,800.440	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	1,590,000.000	1,658,447.110	
	MALAYSIA 4.642 11/07/33	1,900,000.000	2,041,329.790	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	1,160,000.000	1,279,921.960	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	300,000.000	332,322.420	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	3,500,000.000	3,848,046.300	
	MALAYSIA 4.893 06/08/38	500,000.000	556,485.750	
	MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,240,000.000	1,409,517.290	
	MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,600,000.000	1,807,509.760	
マレーシア・リンギット　小計		41,420,000.000 (1,400,136,828)	43,064,852.650 (1,455,738,440)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 02/28/30	17,000,000.000	16,824,810.410	
	MEXICAN BONDS 03/01/29	32,000,000.000	31,857,767.680	
	MEXICAN BONDS 03/02/28	7,000,000.000	7,012,530.000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	28,080,000.000	26,829,946.060	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	11,500,000.000	10,474,508.890	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	26,790,000.000	24,212,505.160	

		MEXICAN BONDS 07/31/53	22,290,000.000	18,152,310.420	
		MEXICAN BONDS 09/03/26	14,350,000.000	14,146,351.820	
		MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	4,805,000.000	5,020,167.750	
		MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	19,146,000.000	18,895,707.000	
		MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	44,648,000.000	42,243,652.510	
		MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	26,957,000.000	22,132,079.490	
		MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	13,035,000.000	11,724,993.180	
		MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	22,461,000.000	18,536,355.960	
		MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	18,419,000.000	18,323,195.960	
		MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	12,442,000.000	11,346,986.780	
	メキシコ・ペソ　小計		320,923,000.000 (2,353,039,528)	297,733,869.070 (2,183,014,501)	
	ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	1,280,000.000	1,148,288.000	
		AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,360,000.000	1,183,070.800	
		AUSTRIA 0.0 10/20/40	770,000.000	465,003.000	
		AUSTRIA 0.25 10/20/36	640,000.000	466,496.000	
		AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,520,000.000	1,430,549.520	
		AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,190,000.000	1,159,181.960	
		AUSTRIA 0.7 04/20/71	360,000.000	142,154.460	
		AUSTRIA 0.75 02/20/28	1,055,000.000	1,020,037.300	
		AUSTRIA 0.75 03/20/51	590,000.000	326,585.060	
		AUSTRIA 0.75 10/20/26	930,000.000	916,240.650	
		AUSTRIA 0.85 06/30/20	310,000.000	107,575.710	
		AUSTRIA 0.9 02/20/32	900,000.000	806,705.550	
		AUSTRIA 1.5 02/20/47	500,000.000	356,855.000	
		AUSTRIA 1.5 11/02/86	190,000.000	98,249.000	
		AUSTRIA 1.85 05/23/49	460,000.000	345,713.920	
		AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	253,759.350	
		AUSTRIA 2.4 05/23/34	1,470,000.000	1,421,934.670	
		AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,150,000.000	1,166,272.150	
		AUSTRIA 2.9 02/20/34	1,050,000.000	1,056,825.000	
		AUSTRIA 2.9 05/23/29	400,000.000	410,972.280	
		AUSTRIA 2.95 02/20/35	1,200,000.000	1,203,480.000	
		AUSTRIA 3.15 06/20/44	550,000.000	535,408.340	
		AUSTRIA 3.15 10/20/53	420,000.000	397,223.400	
		AUSTRIA 3.2 07/15/39	400,000.000	398,920.000	
		AUSTRIA 3.8 01/26/62	480,000.000	514,024.060	
		AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,010,000.000	1,115,272.300	
		AUSTRIA 6.25 07/15/27	1,115,000.000	1,217,452.320	
		BELGIUM 0.0 10/22/27	1,030,000.000	982,717.430	
		BELGIUM 0.0 10/22/31	740,000.000	628,325.480	

		BELGIUM 0.1 06/22/30	1,600,000.000	1,424,960.000	
		BELGIUM 0.35 06/22/32	1,050,000.000	891,450.000	
		BELGIUM 0.4 06/22/40	780,000.000	500,225.700	
		BELGIUM 0.65 06/22/71	470,000.000	161,569.230	
		BELGIUM 0.8 06/22/27	960,000.000	938,732.160	
		BELGIUM 0.8 06/22/28	940,000.000	900,614.000	
		BELGIUM 0.9 06/22/29	1,240,000.000	1,176,741.400	
		BELGIUM 1.0 06/22/26	540,000.000	535,071.960	
		BELGIUM 1.0 06/22/31	1,440,000.000	1,317,414.580	
		BELGIUM 1.25 04/22/33	1,260,000.000	1,126,986.840	
		BELGIUM 1.4 06/22/53	1,540,000.000	911,080.940	
		BELGIUM 1.45 06/22/37	1,060,000.000	870,698.550	
		BELGIUM 1.6 06/22/47	920,000.000	632,181.900	
		BELGIUM 1.7 06/22/50	1,020,000.000	681,281.460	
		BELGIUM 2.15 06/22/66	450,000.000	287,505.000	
		BELGIUM 2.25 06/22/57	390,000.000	275,281.500	
		BELGIUM 2.7 10/22/29	250,000.000	254,492.750	
		BELGIUM 2.75 04/22/39	320,000.000	297,828.800	
		BELGIUM 2.85 10/22/34	920,000.000	909,769.600	
		BELGIUM 3.0 06/22/33	1,200,000.000	1,216,137.000	
		BELGIUM 3.0 06/22/34	580,000.000	583,429.940	
		BELGIUM 3.1 06/22/35	2,100,000.000	2,105,872.020	
		BELGIUM 3.3 06/22/54	420,000.000	381,792.180	
		BELGIUM 3.45 06/22/43	640,000.000	628,921.600	
		BELGIUM 3.75 06/22/45	640,000.000	651,600.750	
		BELGIUM 4.0 03/28/32	740,000.000	802,601.410	
		BELGIUM 4.25 03/28/41	880,000.000	959,349.600	
		BELGIUM 5.0 03/28/35	2,270,000.000	2,654,312.120	
		BELGIUM 5.5 03/28/28	1,600,000.000	1,755,116.000	
		BUNDESOBL 0.0 04/16/27	2,460,000.000	2,380,665.000	
		BUNDESOBL 0.0 10/09/26	560,000.000	546,672.000	
		BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,580,000.000	2,553,426.000	
		BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,050,000.000	2,028,885.000	
		BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,400,000.000	1,409,660.000	
		BUNDESOBL 2.1 04/12/29	500,000.000	503,500.000	
		BUNDESOBL 2.2 04/13/28	2,200,000.000	2,225,300.000	
		BUNDESOBL 2.4 04/18/30	1,400,000.000	1,424,640.000	
		BUNDESOBL 2.4 10/19/28	2,000,000.000	2,036,000.000	
		BUNDESOBL 2.5 10/11/29	1,500,000.000	1,533,300.000	
		BUNDESSCHAT 2.7 09/17/26	600,000.000	607,530.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	2,020,000.000	1,839,412.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	1,340,000.000	1,190,590.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	2,150,000.000	1,856,556.170	
		DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,460,000.000	1,137,194.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	1,780,000.000	1,341,016.400	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,530,000.000	1,377,459.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,390,000.000	1,251,695.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	2,590,000.000	2,270,912.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	2,300,000.000	2,017,358.750	

		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	3,140,000.000	1,534,160.810	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	1,140,000.000	557,688.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	1,590,000.000	732,862.800	
		DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,620,000.000	1,550,826.000	
		DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	1,660,000.000	1,557,661.000	
		DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	4,670,000.000	4,553,250.000	
		DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	1,630,000.000	1,535,814.520	
		DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	1,770,000.000	1,683,270.000	
		DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	2,120,000.000	2,048,132.000	
		DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	3,110,000.000	3,026,824.600	
		DEUTSCHLAND 08/15/29	2,390,000.000	2,204,081.900	
		DEUTSCHLAND 1.0 05/15/38	2,660,000.000	2,163,910.000	
		DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	2,420,000.000	1,754,742.000	
		DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	1,880,000.000	1,813,260.000	
		DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	2,400,000.000	1,889,040.000	
		DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	900,000.000	709,470.000	
		DEUTSCHLAND 2.1 11/15/29	1,700,000.000	1,708,840.000	
		DEUTSCHLAND 2.2 02/15/34	1,900,000.000	1,869,790.000	
		DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	3,650,000.000	3,649,270.000	
		DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	2,200,000.000	2,199,780.000	
		DEUTSCHLAND 2.4 11/15/30	1,300,000.000	1,321,450.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 02/15/35	800,000.000	801,440.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	1,720,000.000	1,628,668.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	2,240,000.000	2,103,964.800	
		DEUTSCHLAND 2.5 08/15/54	1,860,000.000	1,705,620.000	
		DEUTSCHLAND 2.6 05/15/41	1,300,000.000	1,262,131.000	
		DEUTSCHLAND 2.6 08/15/33	1,900,000.000	1,934,580.000	
		DEUTSCHLAND 2.6 08/15/34	3,200,000.000	3,241,600.000	
		DEUTSCHLAND 2.9 08/15/56	300,000.000	297,105.000	
		DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	1,080,000.000	1,138,752.000	
		DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	2,030,000.000	2,308,191.200	
		DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	1,080,000.000	1,268,762.400	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	1,180,000.000	1,285,185.200	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	2,320,000.000	2,764,581.600	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	1,610,000.000	1,996,754.200	
		DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	1,720,000.000	2,029,462.400	
		DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	2,140,000.000	2,352,288.000	
		DEUTSCHLAND 6.25 01/04/30	1,640,000.000	1,947,090.000	

		DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	1,250,000.000	1,375,375.000	
		FINLAND 0.0 09/15/26	100,000.000	97,530.000	
		FINLAND 0.0 09/15/30	110,000.000	96,995.690	
		FINLAND 0.125 04/15/36	816,000.000	595,506.190	
		FINLAND 0.125 04/15/52	560,000.000	244,017.760	
		FINLAND 0.125 09/15/31	1,100,000.000	947,802.610	
		FINLAND 0.25 09/15/40	290,000.000	184,445.800	
		FINLAND 0.5 04/15/43	380,000.000	235,687.020	
		FINLAND 0.5 09/15/27	400,000.000	387,169.840	
		FINLAND 0.5 09/15/28	650,000.000	617,345.950	
		FINLAND 0.5 09/15/29	770,000.000	715,530.200	
		FINLAND 0.75 04/15/31	700,000.000	634,998.000	
		FINLAND 1.125 04/15/34	480,000.000	415,525.920	
		FINLAND 1.375 04/15/27	210,000.000	208,143.430	
		FINLAND 1.375 04/15/47	280,000.000	194,280.800	
		FINLAND 1.5 09/15/32	450,000.000	415,345.500	
		FINLAND 2.625 07/04/42	400,000.000	364,976.580	
		FINLAND 2.75 04/15/38	370,000.000	353,481.720	
		FINLAND 2.75 07/04/28	320,000.000	327,057.520	
		FINLAND 2.875 04/15/29	400,000.000	410,400.000	
		FINLAND 2.95 04/15/55	60,000.000	53,562.000	
		FINLAND 3.0 09/15/33	1,000,000.000	1,016,989.100	
		FINLAND 3.2 04/15/45	200,000.000	194,940.000	
		FRANCE OAT 0.0 02/25/27	1,400,000.000	1,354,383.100	
		FRANCE OAT 0.0 05/25/32	2,390,000.000	1,968,165.000	
		FRANCE OAT 0.0 11/25/29	3,610,000.000	3,245,660.750	
		FRANCE OAT 0.0 11/25/30	3,980,000.000	3,463,165.160	
		FRANCE OAT 0.0 11/25/31	6,670,000.000	5,601,065.800	
		FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,120,000.000	3,044,814.240	
		FRANCE OAT 0.5 05/25/29	3,790,000.000	3,529,803.230	
		FRANCE OAT 0.5 05/25/40	2,650,000.000	1,713,622.500	
		FRANCE OAT 0.5 05/25/72	1,790,000.000	544,441.580	
		FRANCE OAT 0.5 06/25/44	1,490,000.000	850,343.000	
		FRANCE OAT 0.75 02/25/28	5,680,000.000	5,481,232.260	
		FRANCE OAT 0.75 05/25/28	4,690,000.000	4,505,678.310	
		FRANCE OAT 0.75 05/25/52	2,250,000.000	1,097,696.250	
		FRANCE OAT 0.75 05/25/53	660,000.000	313,550.490	
		FRANCE OAT 0.75 11/25/28	4,000,000.000	3,804,012.000	
		FRANCE OAT 1.0 05/25/27	4,360,000.000	4,283,323.930	
		FRANCE OAT 1.25 05/25/34	3,960,000.000	3,396,482.100	
		FRANCE OAT 1.25 05/25/36	4,290,000.000	3,484,767.000	
		FRANCE OAT 1.25 05/25/38	1,800,000.000	1,384,200.000	
		FRANCE OAT 1.5 05/25/31	4,280,000.000	4,016,424.760	
		FRANCE OAT 1.5 05/25/50	2,420,000.000	1,526,136.700	
		FRANCE OAT 1.75 05/25/66	2,240,000.000	1,270,395.260	
		FRANCE OAT 1.75 06/25/39	2,450,000.000	1,982,451.170	
		FRANCE OAT 2.0 05/25/48	1,950,000.000	1,425,841.950	
		FRANCE OAT 2.0 11/25/32	3,850,000.000	3,625,750.970	
		FRANCE OAT 2.4 09/24/28	1,500,000.000	1,510,770.000	

		FRANCE OAT 2.5 05/25/30	3,650,000.000	3,659,069.150	
		FRANCE OAT 2.5 05/25/43	1,450,000.000	1,229,374.520	
		FRANCE OAT 2.5 09/24/26	2,320,000.000	2,341,214.080	
		FRANCE OAT 2.5 09/24/27	4,200,000.000	4,251,639.000	
		FRANCE OAT 2.75 02/25/29	3,710,000.000	3,776,268.020	
		FRANCE OAT 2.75 02/25/30	3,800,000.000	3,855,673.800	
		FRANCE OAT 2.75 10/25/27	4,840,000.000	4,928,784.960	
		FRANCE OAT 3.0 05/25/33	3,400,000.000	3,414,047.100	
		FRANCE OAT 3.0 05/25/54	1,550,000.000	1,310,526.550	
		FRANCE OAT 3.0 06/25/49	500,000.000	439,247.370	
		FRANCE OAT 3.0 11/25/34	2,700,000.000	2,670,232.500	
		FRANCE OAT 3.2 05/25/35	2,200,000.000	2,200,460.900	
		FRANCE OAT 3.25 05/25/45	2,340,000.000	2,194,843.940	
		FRANCE OAT 3.25 05/25/55	1,300,000.000	1,147,490.170	
		FRANCE OAT 3.5 11/25/33	4,800,000.000	4,976,213.760	
		FRANCE OAT 3.6 05/25/42	1,300,000.000	1,290,770.000	
		FRANCE OAT 3.75 05/25/56	700,000.000	675,596.250	
		FRANCE OAT 4.0 04/25/55	1,530,000.000	1,555,658.100	
		FRANCE OAT 4.0 04/25/60	2,060,000.000	2,080,988.300	
		FRANCE OAT 4.0 10/25/38	1,840,000.000	1,947,824.000	
		FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,490,000.000	2,764,248.600	
		FRANCE OAT 4.75 04/25/35	2,330,000.000	2,643,597.030	
		FRANCE OAT 5.5 04/25/29	3,500,000.000	3,923,941.000	
		FRANCE OAT 5.75 10/25/32	3,110,000.000	3,719,662.630	
		IRISH 0.0 10/18/31	670,000.000	572,140.800	
		IRISH 0.2 05/15/27	420,000.000	406,737.440	
		IRISH 0.2 10/18/30	350,000.000	311,835.650	
		IRISH 0.4 05/15/35	520,000.000	407,904.890	
		IRISH 0.55 04/22/41	290,000.000	193,151.940	
		IRISH 0.9 05/15/28	710,000.000	688,820.330	
		IRISH 1.0 05/15/26	890,000.000	883,042.400	
		IRISH 1.1 05/15/29	730,000.000	701,800.260	
		IRISH 1.3 05/15/33	590,000.000	533,136.530	
		IRISH 1.35 03/18/31	540,000.000	510,864.020	
		IRISH 1.5 05/15/50	550,000.000	384,874.600	
		IRISH 1.7 05/15/37	780,000.000	676,569.660	
		IRISH 2.0 02/18/45	840,000.000	686,716.350	
		IRISH 2.4 05/15/30	670,000.000	674,510.890	
		IRISH 2.6 10/18/34	271,000.000	265,369.290	
		IRISH 3.0 10/18/43	280,000.000	269,699.490	
		IRISH 3.15 10/18/55	200,000.000	191,254.000	
		ITALY BTPS 0.0 08/01/26	1,850,000.000	1,809,855.000	
		ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,460,000.000	1,387,000.000	
		ITALY BTPS 0.45 02/15/29	1,900,000.000	1,774,220.000	
		ITALY BTPS 0.6 08/01/31	1,520,000.000	1,325,265.960	
		ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,710,000.000	1,682,469.000	
		ITALY BTPS 0.9 04/01/31	1,510,000.000	1,355,123.070	
		ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,180,000.000	876,740.000	
		ITALY BTPS 0.95 06/01/32	2,000,000.000	1,740,200.000	

		ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,350,000.000	1,238,760.000	
		ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,880,000.000	1,837,512.000	
		ITALY BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.000	1,235,839.500	
		ITALY BTPS 1.1 04/01/27	1,900,000.000	1,870,360.000	
		ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,480,000.000	1,467,296.740	
		ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,850,000.000	1,749,003.870	
		ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,320,000.000	1,071,576.000	
		ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1,210,000.000	794,365.000	
		ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,990,000.000	1,830,257.720	
		ITALY BTPS 1.65 12/01/30	2,040,000.000	1,927,399.640	
		ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,170,000.000	718,783.650	
		ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1,150,000.000	859,625.000	
		ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,160,000.000	1,159,069.090	
		ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1,700,000.000	1,704,913.000	
		ITALY BTPS 2.15 03/01/72	860,000.000	517,376.000	
		ITALY BTPS 2.15 09/01/52	1,960,000.000	1,313,788.000	
		ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1,590,000.000	1,600,653.000	
		ITALY BTPS 2.25 09/01/36	750,000.000	656,850.000	
		ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,780,000.000	1,682,323.380	
		ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,180,000.000	861,990.000	
		ITALY BTPS 2.5 12/01/32	2,140,000.000	2,055,256.000	
		ITALY BTPS 2.65 12/01/27	1,520,000.000	1,543,104.000	
		ITALY BTPS 2.7 03/01/47	400,000.000	319,120.000	
		ITALY BTPS 2.7 10/15/27	1,500,000.000	1,524,000.000	
		ITALY BTPS 2.8 03/01/67	500,000.000	360,050.000	
		ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,800,000.000	1,829,880.000	
		ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,940,000.000	1,979,874.760	
		ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,300,000.000	1,322,490.000	
		ITALY BTPS 2.95 07/01/30	400,000.000	405,040.000	
		ITALY BTPS 2.95 09/01/38	720,000.000	650,664.000	
		ITALY BTPS 3.0 08/01/29	1,710,000.000	1,752,866.620	
		ITALY BTPS 3.0 10/01/29	1,000,000.000	1,020,300.000	
		ITALY BTPS 3.1 03/01/40	960,000.000	875,474.880	
		ITALY BTPS 3.15 11/15/31	1,400,000.000	1,414,560.000	
		ITALY BTPS 3.25 03/01/38	600,000.000	568,500.000	
		ITALY BTPS 3.25 07/15/32	600,000.000	606,060.000	
		ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,380,000.000	1,209,832.200	
		ITALY BTPS 3.35 03/01/35	1,420,000.000	1,411,458.700	
		ITALY BTPS 3.35 07/01/29	1,400,000.000	1,449,140.000	
		ITALY BTPS 3.4 04/01/28	3,050,000.000	3,158,580.000	
		ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1,140,000.000	1,021,765.460	
		ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,500,000.000	1,545,600.000	
		ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,600,000.000	1,649,600.000	
		ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,400,000.000	1,451,100.000	
		ITALY BTPS 3.5 03/01/30	1,700,000.000	1,777,902.500	
		ITALY BTPS 3.65 08/01/35	800,000.000	808,800.000	
		ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,700,000.000	1,785,000.000	
		ITALY BTPS 3.8 08/01/28	300,000.000	314,790.000	
		ITALY BTPS 3.85 02/01/35	1,000,000.000	1,032,100.000	

		ITALY BTPS 3.85 07/01/34	980,000.000	1,016,848.000	
		ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.000	1,042,574.500	
		ITALY BTPS 3.85 09/15/26	1,600,000.000	1,640,960.000	
		ITALY BTPS 3.85 10/01/40	1,200,000.000	1,180,920.000	
		ITALY BTPS 3.85 12/15/29	2,300,000.000	2,434,320.000	
		ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2,040,000.000	2,116,296.000	
		ITALY BTPS 4.0 04/30/35	2,500,000.000	2,627,000.000	
		ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1,100,000.000	1,173,260.000	
		ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,063,500.000	
		ITALY BTPS 4.05 10/30/37	1,300,000.000	1,345,630.000	
		ITALY BTPS 4.1 02/01/29	800,000.000	850,080.000	
		ITALY BTPS 4.1 04/30/46	1,000,000.000	999,500.000	
		ITALY BTPS 4.15 10/01/39	1,260,000.000	1,294,398.000	
		ITALY BTPS 4.2 03/01/34	1,720,000.000	1,837,132.000	
		ITALY BTPS 4.3 10/01/54	400,000.000	397,040.000	
		ITALY BTPS 4.35 11/01/33	1,800,000.000	1,944,000.000	
		ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,400,000.000	1,520,540.000	
		ITALY BTPS 4.45 09/01/43	1,500,000.000	1,568,850.000	
		ITALY BTPS 4.5 10/01/53	770,000.000	792,792.000	
		ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,180,000.000	2,356,937.080	
		ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1,460,000.000	1,590,721.100	
		ITALY BTPS 5.0 08/01/34	1,860,000.000	2,102,544.000	
		ITALY BTPS 5.0 08/01/39	1,590,000.000	1,790,817.000	
		ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,050,000.000	1,177,995.000	
		ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,640,000.000	2,960,232.000	
		ITALY BTPS 5.75 02/01/33	2,260,000.000	2,659,342.000	
		ITALY BTPS 6.0 05/01/31	1,560,000.000	1,835,808.000	
		ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,010,000.000	2,227,482.000	
		ITALY BTPS 7.25 11/01/26	1,250,000.000	1,348,375.000	
		NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,280,000.000	1,243,066.540	
		NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,240,000.000	1,152,262.560	
		NETHERLANDS 0.0 01/15/38	940,000.000	652,022.540	
		NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,330,000.000	605,548.330	
		NETHERLANDS 0.0 07/15/30	1,200,000.000	1,072,460.990	
		NETHERLANDS 0.0 07/15/31	1,300,000.000	1,128,520.320	
		NETHERLANDS 0.25 07/15/29	1,160,000.000	1,076,420.840	
		NETHERLANDS 0.5 01/15/40	760,000.000	539,375.040	
		NETHERLANDS 0.5 07/15/26	560,000.000	551,499.200	
		NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,400,000.000	1,225,700.000	
		NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,000,000.000	977,780.000	
		NETHERLANDS 0.75 07/15/28	630,000.000	607,297.950	
		NETHERLANDS 2.0 01/15/54	790,000.000	632,047.400	
		NETHERLANDS 2.5 01/15/30	380,000.000	386,033.440	
		NETHERLANDS 2.5 01/15/33	1,310,000.000	1,311,688.180	
		NETHERLANDS 2.5 07/15/33	350,000.000	348,874.400	
		NETHERLANDS 2.5 07/15/34	1,700,000.000	1,679,940.000	

		NETHERLANDS 2.5 07/15/35	1,100,000.000	1,079,320.000	
		NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,290,000.000	1,234,478.400	
		NETHERLANDS 3.25 01/15/44	590,000.000	609,514.250	
		NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,490,000.000	1,637,091.310	
		NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,820,000.000	2,020,200.000	
		NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,290,000.000	1,408,809.000	
		PORTUGUESE 0.3 10/17/31	2,500,000.000	2,185,200.000	
		PORTUGUESE 1.0 04/12/52	400,000.000	217,650.000	
		PORTUGUESE 1.15 04/11/42	400,000.000	279,868.500	
		PORTUGUESE 1.95 06/15/29	300,000.000	298,485.000	
		PORTUGUESE 2.125 10/17/28	1,600,000.000	1,609,872.000	
		PORTUGUESE 2.25 04/18/34	2,000,000.000	1,909,410.000	
		PORTUGUESE 4.1 02/15/45	400,000.000	424,280.000	
		PORTUGUESE 4.1 04/15/37	1,900,000.000	2,067,192.400	
		PORTUGUESE 4.125 04/14/27	1,700,000.000	1,776,677.650	
		SPAIN 0.0 01/31/27	3,010,000.000	2,913,680.000	
		SPAIN 0.0 01/31/28	2,880,000.000	2,724,336.000	
		SPAIN 0.1 04/30/31	2,530,000.000	2,184,908.000	
		SPAIN 0.5 04/30/30	2,700,000.000	2,462,659.200	
		SPAIN 0.5 10/31/31	1,740,000.000	1,520,691.700	
		SPAIN 0.6 10/31/29	1,830,000.000	1,697,455.840	
		SPAIN 0.7 04/30/32	2,850,000.000	2,487,853.350	
		SPAIN 0.8 07/30/27	2,400,000.000	2,339,400.000	
		SPAIN 0.8 07/30/29	1,700,000.000	1,594,345.000	
		SPAIN 0.85 07/30/37	1,600,000.000	1,196,952.000	
		SPAIN 1.0 07/30/42	2,340,000.000	1,549,782.000	
		SPAIN 1.0 10/31/50	1,290,000.000	703,489.890	
		SPAIN 1.2 10/31/40	1,020,000.000	730,646.400	
		SPAIN 1.25 10/31/30	1,400,000.000	1,308,930.000	
		SPAIN 1.3 10/31/26	2,130,000.000	2,114,265.690	
		SPAIN 1.4 04/30/28	1,470,000.000	1,443,934.320	
		SPAIN 1.4 07/30/28	1,470,000.000	1,436,043.000	
		SPAIN 1.45 04/30/29	2,050,000.000	1,990,218.920	
		SPAIN 1.45 10/31/27	1,860,000.000	1,838,197.510	
		SPAIN 1.45 10/31/71	660,000.000	313,401.660	
		SPAIN 1.5 04/30/27	2,060,000.000	2,044,756.000	
		SPAIN 1.85 07/30/35	1,640,000.000	1,456,718.520	
		SPAIN 1.9 10/31/52	1,370,000.000	912,923.110	
		SPAIN 1.95 07/30/30	1,070,000.000	1,045,120.890	
		SPAIN 2.35 07/30/33	1,770,000.000	1,696,545.000	
		SPAIN 2.4 05/31/28	400,000.000	403,560.000	
		SPAIN 2.5 05/31/27	2,300,000.000	2,325,990.000	
		SPAIN 2.55 10/31/32	1,620,000.000	1,593,468.040	
		SPAIN 2.7 01/31/30	1,300,000.000	1,315,470.000	

		SPAIN 2.7 10/31/48	1,160,000.000	961,348.260	
		SPAIN 2.9 10/31/46	1,600,000.000	1,395,652.800	
		SPAIN 3.1 07/30/31	2,000,000.000	2,055,190.400	
		SPAIN 3.15 04/30/33	1,870,000.000	1,906,887.990	
		SPAIN 3.15 04/30/35	2,400,000.000	2,403,348.000	
		SPAIN 3.25 04/30/34	1,270,000.000	1,292,463.760	
		SPAIN 3.45 07/30/43	1,440,000.000	1,382,940.000	
		SPAIN 3.45 07/30/66	1,120,000.000	994,438.470	
		SPAIN 3.45 10/31/34	1,650,000.000	1,699,153.500	
		SPAIN 3.5 01/31/41	800,000.000	785,498.000	
		SPAIN 3.5 05/31/29	2,600,000.000	2,723,454.500	
		SPAIN 3.55 10/31/33	1,920,000.000	2,004,864.000	
		SPAIN 3.9 07/30/39	560,000.000	581,963.200	
		SPAIN 4.0 10/31/54	900,000.000	903,535.650	
		SPAIN 4.2 01/31/37	1,360,000.000	1,476,577.840	
		SPAIN 4.7 07/30/41	1,080,000.000	1,219,349.160	
		SPAIN 4.9 07/30/40	1,910,000.000	2,196,691.000	
		SPAIN 5.15 10/31/28	1,660,000.000	1,824,008.000	
		SPAIN 5.15 10/31/44	510,000.000	608,521.130	
		SPAIN 5.75 07/30/32	2,135,000.000	2,554,160.280	
		SPAIN 5.9 07/30/26	830,000.000	870,792.170	
		SPAIN 6.0 01/31/29	1,960,000.000	2,227,610.950	
	ユーロ　小計		567,612,000.000 (92,276,682,840)	535,787,661.620 (87,103,000,150)	
国債証券　合計			306,939,933,521.300 (306,939,933,521)	288,255,672,104 (288,255,672,104)	
合計				288,255,672,104 (288,255,672,104)	

（注）

1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券	268銘柄	45.78	46.24
イギリス・ポンド	国債証券	62銘柄	5.51	5.57
イスラエル・シュケル	国債証券	12銘柄	0.33	0.33
オーストラリア・ドル	国債証券	26銘柄	1.19	1.20
オフショア・人民元	国債証券	70銘柄	11.22	11.34
カナダ・ドル	国債証券	38銘柄	1.95	1.97
シンガポール・ドル	国債証券	19銘柄	0.40	0.40
スウェーデン・クローナ	国債証券	8銘柄	0.18	0.19
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.22	0.22
ニュージーランド・ドル	国債証券	14銘柄	0.29	0.30
ノルウェー・クローネ	国債証券	11銘柄	0.15	0.15
ポーランド・ズロチ	国債証券	14銘柄	0.61	0.61
マレーシア・リンギット	国債証券	27銘柄	0.50	0.51
メキシコ・ペソ	国債証券	16銘柄	0.75	0.76

ユーロ	国債証券	375銘柄	29.92	30.22

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間（2025年5月9日から2025年11月8日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 2025年5月8日現在	第11期中間計算期間末 2025年11月8日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	7,453,605
コール・ローン	44,741,473	35,279,063
親投資信託受益証券	27,688,186,401	30,835,746,663
派生商品評価勘定	－	202,602,354
未収入金	691,213,455	1,183,946,738
未収利息	－	453
流動資産合計	28,424,141,329	32,265,028,876
資産合計	28,424,141,329	32,265,028,876
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	152,580,072	－
未払金	18,450,785	1,148,953,740
未払解約金	77,176,963	70,068,746
未払受託者報酬	3,463,384	3,253,629
未払委託者報酬	6,926,756	6,507,266
その他未払費用	464,559	450,220
流動負債合計	259,062,519	1,229,233,601
負債合計	259,062,519	1,229,233,601
純資産の部		
元本等		
元本	33,071,258,959	36,300,310,410
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△4,906,180,149	△5,264,515,135
（分配準備積立金）	1,200,265,834	1,091,264,716
元本等合計	28,165,078,810	31,035,795,275
純資産合計	28,165,078,810	31,035,795,275
負債純資産合計	28,424,141,329	32,265,028,876

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期中間計算期間 自　2024年5月9日 至　2024年11月8日	第11期中間計算期間 自　2025年5月9日 至　2025年11月8日
営業収益		
受取利息	21,559	65,745
有価証券売買等損益	562,230,806	2,722,119,262
為替差損益	△600,751,443	△2,581,289,917
営業収益合計	△38,499,078	140,895,090
営業費用		
受託者報酬	3,285,726	3,253,629
委託者報酬	6,571,429	6,507,266
その他費用	458,799	1,191,604
営業費用合計	10,315,954	10,952,499
営業利益又は営業損失（△）	△48,815,032	129,942,591
経常利益又は経常損失（△）	△48,815,032	129,942,591
中間純利益又は中間純損失（△）	△48,815,032	129,942,591
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	30,056,302	4,028,054
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,064,979,461	△4,906,180,149
剰余金増加額又は欠損金減少額	546,868,265	497,654,801
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	546,868,265	497,654,801
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	862,740,315	981,904,324
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	862,740,315	981,904,324
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△5,459,722,845	△5,264,515,135

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第11期中間計算期間 自　2025年5月9日 至　2025年11月8日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第10期 2025年5月8日現在	第11期中間計算期間末 2025年11月8日現在
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	33,908,934,692円 19,883,779,005円 20,721,454,738円	33,071,258,959円 6,579,073,366円 3,350,021,915円
２．　受益権の総数	33,071,258,959口	36,300,310,410口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,906,180,149円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,264,515,135円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第10期中間計算期間 自　2024年5月9日 至　2024年11月8日	第11期中間計算期間 自　2025年5月9日 至　2025年11月8日
１．　その他費用	－	その他費用の内訳は、監査費用（450,220円）、保管費用（735,444円）、その他（5,940円）となっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 2025年5月8日現在	第11期中間計算期間末 2025年11月8日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	第10期 2025年5月8日現在			
	契約額等（円）	うち １年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	27,365,070,534	－	27,517,650,606	△152,580,072
アメリカ・ドル	12,752,778,346	－	12,815,415,344	△62,636,998
イギリス・ポンド	1,484,985,202	－	1,490,664,426	△5,679,224
イスラエル・シュケル	89,799,498	－	91,448,192	△1,648,694
オーストラリア・ドル	343,751,072	－	346,765,538	△3,014,466
オフショア・人民元	3,045,170,193	－	3,080,571,396	△35,401,203
カナダ・ドル	536,790,910	－	537,797,014	△1,006,104
シンガポール・ドル	108,375,119	－	109,993,829	△1,618,710
スウェーデン・クローナ	50,243,823	－	50,537,520	△293,697
デンマーク・クローネ	61,021,060	－	61,325,394	△304,334
ニュージーランド・ドル	80,275,863	－	80,702,955	△427,092
ノルウェー・クローネ	42,515,625	－	43,043,781	△528,156
ポーランド・ズロチ	172,674,484	－	174,044,009	△1,369,525
メキシコ・ペソ	210,216,092	－	211,354,656	△1,138,564
ユーロ	8,386,473,247	－	8,423,986,552	△37,513,305
合計	27,365,070,534	－	27,517,650,606	△152,580,072

種類	第11期中間計算期間末 2025年11月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	30,964,810,125	－	30,762,207,771	202,602,354
アメリカ・ドル	14,341,769,460	－	14,241,107,380	100,662,080
イギリス・ポンド	1,834,942,826	－	1,822,661,664	12,281,162
イスラエル・シュケル	126,524,447	－	125,411,631	1,112,816
オーストラリア・ドル	393,670,961	－	387,575,280	6,095,681
オフショア・人民元	3,670,858,958	－	3,645,222,667	25,636,291
カナダ・ドル	634,112,585	－	627,129,341	6,983,244
シンガポール・ドル	128,961,174	－	128,135,765	825,409
スウェーデン・クローナ	60,127,747	－	59,184,172	943,575
デンマーク・クローネ	71,718,280	－	71,379,069	339,211
ニュージーランド・ドル	93,624,602	－	91,953,687	1,670,915
ノルウェー・クローネ	53,305,464	－	52,545,540	759,924
ポーランド・ズロチ	222,288,570	－	221,515,179	773,391
メキシコ・ペソ	270,764,159	－	267,737,967	3,026,192
ユーロ	9,062,140,892	－	9,020,648,429	41,492,463
合計	30,964,810,125	－	30,762,207,771	202,602,354

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．　計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．　換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第10期 2025年5月8日現在	第11期中間計算期間末 2025年11月8日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8516円 (8,516円)	0.8550円 (8,550円)

（参考）

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年11月8日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,370,400,365
国債証券	319,598,205,668
派生商品評価勘定	27,000
未収入金	1,368,138,005
未収利息	2,919,093,959
前払費用	245,506,125
流動資産合計	326,501,371,122
資産合計	326,501,371,122
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	136,585
前受金	773,503,968
未払解約金	1,974,927,000
流動負債合計	2,748,567,553
負債合計	2,748,567,553
純資産の部	
元本等	
元本	124,676,213,635
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	199,076,589,934
元本等合計	323,752,803,569
純資産合計	323,752,803,569
負債純資産合計	326,501,371,122

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2025年5月9日 至　2025年11月8日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月8日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	122,782,620,344円
同期中追加設定元本額	15,353,090,519円
同期中一部解約元本額	13,459,497,228円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＩＡＭ外国債券パッシブ・ファンド	8,803,736,607円
たわらノーロード　先進国債券	25,538,996,410円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	5,185,100,589円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	77,790,402円
たわらノーロード　バランス（標準型）	548,240,461円
たわらノーロード　バランス（積極型）	152,136,731円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	18,264,384円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	968,116,832円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,874,644,677円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	1,018,478,104円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	741,516,301円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	1,427,159円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	13,088,062円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	174,778,974円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	42,187,032円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	34,423,327円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	54,857,394円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	12,725,900円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	447,717円
ＤＩＡＭ外国債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	6,916,170,725円
Ｏｎｅ　ＤＣ　先進国債券インデックスファンド	3,694,373,165円
Ｏｎｅグローバルバランス	185,448,176円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	772,521,481円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	2,608,980,983円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	3,365,545,438円

ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	372,339,920円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	840,298,768円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	892,651,001円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	22,665,401円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	946,799,955円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	33,205,553円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	156,797,134円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	176,543,663円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	317,818,858円
クルーズコントロール	632,959,563円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	225,130,824円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,336,268,726円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	1,123,327,142円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	181,187,716円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	968,064,913円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	3,730,407円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	40,157,469円
ＤＩＡＭパッシブ資産分散ファンド	737,129,190円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	551,834,515円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	553,983,175円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	38,518,750円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	333,384,023円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	62,306,513円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	1,406,249,727円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	157,664,266円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	373,297,807円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	220,526,395円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	602,783,919円
ＤＩＡＭ為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	5,579,172,558円
ＤＩＡＭ外国債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	1,342,170,925円
外国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	3,480,609,054円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	32,723,494円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	586,786,089円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	165,924,221円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	184,866,862円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,370,016円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	16,782,061円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,185,961円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	53,018円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	126,713円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	534,638円

ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	746,443,908円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,021,761,098円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,039,555,804円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	38,481,657円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	77,481,631円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	646,529,153円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	125,001,395円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	149,617円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	109,012,943円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	100,687,603円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	130,334,794円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	23,905,044円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	60,142,120円
コア資産形成ファンド	22,807,978円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	7,326,343,067円
たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞	11,875,889,337円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	6,251,248,952円
ＭＨＡＭ外国債券パッシブファンド［適格機関投資家限定］	6,564,509,600円
計	124,676,213,635円
２．　受益権の総数	124,676,213,635口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月8日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年11月8日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
売建	198,353,000	－	198,462,585	△109,585
イスラエル・シュケル	37,045,000	－	37,181,585	△136,585
オフショア・人民元	161,308,000	－	161,281,000	27,000
合計	198,353,000	－	198,462,585	△109,585

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２． 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３． 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年11月8日現在
1口当たり純資産額	2.5967円
（1万口当たり純資産額）	(25,967円)

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	31,718,657,739円
Ⅱ　負債総額	676,118,258円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	31,042,539,481円
Ⅳ　発行済数量	36,244,838,464口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8565円

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	336,461,365,344円
Ⅱ　負債総額	65,212,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	336,396,153,344円
Ⅳ　発行済数量	125,937,417,280口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6711円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年11月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年11月28日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,618,196,071,142
追加型株式投資信託	752	19,709,507,132,204
単位型公社債投資信託	18	28,707,212,465
単位型株式投資信託	167	889,802,903,109
合計	963	22,246,213,318,920

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第41期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第39期 （2024年3月31日現在）		第40期 （2025年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		41,183		40,201
有価証券		―		0
金銭の信託		28,143		31,340
未収委託者報酬		19,018		19,595
未収運用受託報酬		3,577		4,015
未収投資助言報酬		315		359
未収収益		6		11
前払費用		1,510		1,758
その他		2,088		2,106
流動資産計		95,843		99,390
固定資産				
有形固定資産		1,093		1,361
建物	※1	918	※1	841
器具備品	※1	130	※1	352
リース資産	※1	5	※1	3
建設仮勘定		39		163
無形固定資産		4,495		3,771
ソフトウエア		2,951		2,740
ソフトウエア仮勘定		1,543		1,030
電話加入権		0		0
投資その他の資産		8,935		9,039
投資有価証券		184		183
関係会社株式		4,447		4,037
長期差入保証金		768		760
繰延税金資産		3,406		3,842
その他		128		215
固定資産計		14,524		14,172
資産合計		110,368		113,562

（単位：百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	※1	899	※1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		―
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		―	※2	6
特別利益計		―		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	※3	231		―
関係会社清算損		―		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)　概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)　適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
受取配当金	895	438

※2.固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
ソフトウエア	―	6

※3. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月16日定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財産）の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類株式				
2024年6月17日定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）金銭の信託	28,143	28,143	－
（2）投資有価証券			
その他有価証券	1	1	－
資産計	28,145	28,145	－

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）有価証券	0	0	－
（2）金銭の信託	31,340	31,340	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,342	31,342	－

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
（1）現金・預金	41,183	－	－	－
（2）金銭の信託	28,143	－	－	－
（3）未収委託者報酬	19,018	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	3,577	－	－	－
（5）投資有価証券				
その他有価証券(投資信託)	－	1	－	－
合計	91,923	1	－	－

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
（1）現金・預金	40,201	－	－	－
（2）有価証券	0	－	－	－
（3）金銭の信託	31,340			
（4）未収委託者報酬	19,595	－	－	－
（5）未収運用受託報酬	4,015	－	－	－
（6）投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	－	0	－	－
合計	95,154	0	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）金銭の信託	－	28,143	－	28,143
（2）投資有価証券				
その他有価証券	－	1	－	1
資産計	－	28,145	－	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）有価証券	－	0	－	0
（2）金銭の信託	－	31,340	－	31,340
（3）投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,342	－	31,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2．その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	－	3.56 %
税率変更による影響	－	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

（企業結合等関係）

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224百万円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b.負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

（2）損益計算書項目

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

１．取引の概要

（１）取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

（２）効力発生日

2024年4月1日

（３）取引の総額

575百万円

（４）その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	（被所有）直接51%	―	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	（被所有）直接49%	―	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）(共通支配下の取引等)に記載しております。

（2）子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,048	未払手数料	1,976
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	20,086	未払手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表
該当はありません

（1株当たり情報）

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第41期中間会計期間末 （2025年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		35,621
金銭の信託		31,531
未収委託者報酬		20,567
未収運用受託報酬		4,102
未収投資助言報酬		366
未収収益		15
前払費用		1,636
その他		2,150
流動資産計		95,993
固定資産		
有形固定資産		1,250
建物	※1	787
器具備品	※1	437
リース資産	※1	2
建設仮勘定		22
無形固定資産		3,590
ソフトウエア		2,417
ソフトウエア仮勘定		1,173
電話加入権		0
投資その他の資産		7,747
投資有価証券		183
関係会社株式		3,514
長期差入保証金		778
繰延税金資産		3,037
その他		233
固定資産計		12,588
資産合計		108,581

（単位：百万円）

		第41期中間会計期間末 （2025年9月30日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金		314
リース債務		1
未払金		9,144
未払収益分配金		1
未払償還金		0
未払手数料		9,070
その他未払金		72
未払費用		11,298
未払法人税等		2,382
未払消費税等	※2	1,043
契約負債		1
賞与引当金		943
役員賞与引当金		28
流動負債計		25,158
固定負債		
リース債務		1
退職給付引当金		2,775
時効後支払損引当金		53
固定負債計		2,830
負債合計		27,988
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		19,552
資本準備金		2,428
その他資本剰余金		17,124
利益剰余金		59,040
利益準備金		123
その他利益剰余金		58,917
別途積立金		31,680
繰越利益剰余金		27,237
株主資本計		80,593
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△0
評価・換算差額等計		△0
純資産合計		80,593
負債・純資産合計		108,581

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

		第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
営業収益			
委託者報酬		57,558	
運用受託報酬		8,464	
投資助言報酬		1,065	
その他営業収益		12	
営業収益計			67,100
営業費用			
支払手数料		25,227	
広告宣伝費		116	
調査費		20,339	
調査費		7,529	
委託調査費		12,810	
委託計算費		155	
営業雑経費		343	
通信費		18	
印刷費		219	
協会費		33	
諸会費		28	
支払販売手数料		42	
営業費用計			46,182
一般管理費			
給料		5,333	
役員報酬		92	
給料・手当		5,213	
賞与		27	
交際費		35	
寄付金		11	
旅費交通費		143	
租税公課		312	
不動産賃借料		600	
退職給付費用		216	
固定資産減価償却費	※1	688	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		943	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,793	
事務用消耗品費		29	
器具備品費		0	
諸経費		92	
一般管理費計			10,260
営業利益			10,657

（単位：百万円）

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	323	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	2	
金銭の信託運用益	318	
雑収入	2	
時効後支払損引当金戻入額	9	
営業外収益計		681
営業外費用		
投資信託償還損	0	
営業外費用計		0
経常利益		11,339
特別利益		
固定資産売却益	0	
特別利益計		0
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	523	
特別損失計		524
税引前中間純利益		10,815
法人税、住民税及び事業税		2,296
法人税等調整額		804
法人税等合計		3,100
中間純利益		7,715

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,440
中間純利益							7,715
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△3,724
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,237

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	62,765	84,318	△0	△0	84,318
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,440	△ 11,440			△ 11,440
中間純利益	7,715	7,715			7,715
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額合計	△3,724	△3,724	0	0	△3,724
当中間期末残高	59,040	80,593	△0	△0	80,593

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　3～20年 （2）無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	（1）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 （2）役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 （3）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 （4）時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	**当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。** **（1）委託者報酬** **委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。** **（2）運用受託報酬** **運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。** **（3）投資助言報酬** **投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。** **（4）成功報酬** **成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。**

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第41期中間会計期間末 （2025年9月30日現在）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　794百万円 器具備品　…　763百万円 リース資産　…　6百万円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
※1.減価償却実施額	有形固定資産　…　161百万円 無形固定資産　…　526百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日定時株主総会	普通株式 A種種類株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第41期中間会計期間末（2025年9月30日現在）

1.金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）金銭の信託	31,531	31,531	－
（2）投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,532	31,532	－

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	－	31,531	－	31,531
投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,532	－	31,532

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,514

（有価証券関係）

第41期中間会計期間末
（2025年9月30日現在）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,514百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2.その他有価証券

区　分	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	0	1	△0
小計	0	1	△0
合計	0	1	△0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	**MHAMの普通株式**	**144,212百万円**
取得原価		**144,212百万円**

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	**76,224百万円**
b.発生原因	**被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。**
c.のれんの償却方法及び償却期間	**20年間の均等償却**

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	**資産合計**	**40,451百万円**
	うち現金・預金	**11,605百万円**
	うち金銭の信託	**11,792百万円**
b.負債の額	**負債合計**	**9,256百万円**
	うち未払手数料及び未払費用	**4,539百万円**

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	**53,030百万円**
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	**53,030百万円**
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	**16.9年**

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	50,436百万円
資産合計	50,436百万円
流動負債	－百万円
固定負債	897百万円
負債合計	897百万円
純資産	49,539百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額41,923百万円及び顧客関連資産の金額12,132百万円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,434百万円
経常利益	△3,434百万円
税引前中間純利益	△3,434百万円
中間純利益	△2,966百万円
1株当たり中間純利益	△74,157円45銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,528百万円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
委託者報酬	56,524百万円
運用受託報酬	8,464百万円
投資助言報酬	1,065百万円
成功報酬（注）	1,034百万円
その他営業収益	12百万円
合計	67,100百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
1株当たり純資産額	2,014,834円17銭
1株当たり中間純利益金額	192,877円36銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第41期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
中間純利益金額	7,715百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,715百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd.を清算しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	（※1）19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

（※1）2024年12月31日現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・目論見書の使用開始日

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(7)有価証券届出書第一部「証券情報」（12）その他　に記載の「ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンド」におけるラップ口座については、目論見書において、各販売会社で用いる固有の名称を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０２５年5月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年7月１１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　森　重　　俊　寛

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞の２０２４年５月９日から２０２５年５月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞の２０２５年５月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２５年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第４１期事業年度の中間会計期間（２０２５年４月１日から２０２５年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２５年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２５年４月１日から２０２５年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年1月９日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森 重　俊 寛

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞の２０２５年5月９日から２０２５年１１月８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード　外国債券（為替ヘッジあり）＜ラップ専用＞の２０２５年１１月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２５年5月９日から２０２５年１１月８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。